

地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証パートナー公募
 ≪交付資料一覧≫

配布資料	
1	企画提案協議実施の公示 別紙1 応募資格 別紙2 共同企業体協定書
2	企画提案募集要領 本冊 別紙1 実施条件書 別紙2 施設概要書 別紙3 地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 基本協定書（案） 別紙4 地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証の内装及び施設等の使用に関する確認書（案） 別紙5 令和8年度地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 事業企画等業務委託契約書（案） 別紙6 令和8年度地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 内装設計に係る発注委託契約書（案） 別紙7 令和8年度地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 内装工事に係る発注委託契約書（案） 別紙8 令和9～11年度地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 効果検証等業務委託契約書（案） 別紙9 秘密保持に関する確約書 別紙10 個人情報等の保護に関する特約条項 別紙11 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項
3	【別紙様式】 様式－1 応募申出書 様式－2 応募事業者の拠点 様式－3－① 施設の運営実績（子ども向けの居場所） 様式－3－② 施設の運営実績（調理を伴う飲食提供） 様式－4 配置予定責任者の実績等 様式－5 企業独自の取り組み 様式－6 企画提案書

	<p>様式-7-① 収支計画（モデル事業実証終了後）</p> <p>様式-7-② 収支計画（モデル事業実証中）</p> <p>様式-7-③ 時間帯別のサービス内容・人員配置・ゾーニング</p> <p>様式-8-① 実施体制（事業推進体制）</p> <p>様式-8-② 実施体制（運営実施体制等）</p> <p>様式-9 見積</p> <p>様式-10 質問書様式</p>
4	<p>【配布資料】</p> <p>資料1 事業概要説明資料</p> <p>資料2 業務量の目安</p> <p>資料3 周辺エリア情報</p>
5	<p>【閲覧資料】</p> <p>資料4 令和5年度コンセプト実証の結果報告書</p>

（注意）【配布資料】は指定の場所での配布のみ、【閲覧資料】は指定の場所で閲覧のみとする。

独立行政法人都市再生機構 本社 ウェルフェア推進部 連携構築課

企画提案競技実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和8年7月10日

独立行政法人都市再生機構 総務部長 田原 浩幸

1 モデル事業実証の概要

(1) モデル事業実証名称

地域で子育てシェア「COやね」モデル事業実証

(2) モデル事業実証の目的

地域で子育てシェア「COやね」では、団地内の施設を活用し、地域の多様な世代、文化を持った人たちと関わり合いながら子育てできるしくみと居場所を作り、子育て世帯だけでなく団地及びその周辺地域に住む方々が豊かな暮らしを実現することを目指す。

本モデル事業実証は、上記を実現するための団地及びその周辺地域における子育て支援の新たなサービスモデルを検証し、社会的課題の解決や事業化の可能性を探ることを目的としている。

(3) 履行期間

協定締結日の翌営業日から令和12年3月31日まで

2 参加資格

別紙1参照のこと。

3 企画提案書を特定するための主な項目

(1) 企業の実績及び能力

(2) 企画提案

(3) 見積提案

4 手続等

(1) 担当支社等

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 横浜アイランドタワー
独立行政法人都市再生機構 ウェルフェア推進部連携構築課
電話：045-650-0580

(2) 募集要領の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和8年7月10日(金)から令和8年8月28日(金)まで

② 交付場所

募集要領は当機構ホームページからダウンロードする。

ただし、応募を希望する者は4(1)に指定する場所で配布する資料も併せて受領する必要がある。

(3) 応募申出書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限 令和8年7月28日(金)

② 提出場所 4(2)②で機構から通知する連絡先

③ 提出方法 必要資料を電子メールにて送付する。

(4) 質問書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限 令和8年7月13日(月)から令和8年7月28日(火)まで

② 提出場所 4(3)②に同じ

③ 提出方法 「質問書」に質問事項を記入し、電子メールにて送付する。

(5) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限 令和8年8月28日(金)

② 提出場所 4(3)②に同じ

③ 提出方法 必要資料を電子メールにて送付する。

(6) 企画提案書特定までの流れ

① 当機構において応募申出書の提出者の参加資格について審査を行う。

② 上記により企画提案書の提出者に選定された上位3者のみ、企画提案書を提出することができる。

※プレゼンテーション実施予定(令和8年9月1日(火))

③ 当機構において、提出された企画提案書について評価を行い、もっとも優れた企画提案書を提出した1者を特定する。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 4(1)に同じ

(4) 詳細は募集要領による。

6 独立行政法人が行う契約にかかる情報の公表について

別添による。

以上

応募資格

企画提案書の提出者は、次に掲げる要件をすべて満たしている単体企業若しくは共同企業体であること。

なお、同一の者及び連結子会社が複数の者として参加表明を行うこと（単体及び共同企業体として若しくは複数の共同企業体の代表者又は構成員として参加表明すること）は不可とする。

(1) 次の条件を全て満たす者であること。

- ① 子ども向けの居場所について、平成 28 年度以降に、下記に記載するいずれかの業務実績を 1 件以上有すること。

実績 A：横浜市内において、子ども向けの居場所を提供する施設の運営実績がある。

実績 B：子ども向けの居場所を提供する施設を自主事業として運営した実績がある。

実績 C：小学生向けの居場所を提供する施設の運営実績がある。

※「子ども向けの居場所」とは、見守りを行いながら、食事の提供、子どもの体験の場の提供、勉強の場の提供などを行うこと。

※「見守り」とは、子供たちが訪れる場所に最低 1 名常駐スタッフがいる状況

※自主事業とは、事業者自らが事業主体となり、自らの責任と資金によって企画運営した事業を指す。なお、この場合において、運営費の一部に行政機関や民間事業者からの助成金等を充当していても自主事業と認めることとする。

- ② 平成 28 年度以降に、調理を伴う飲食提供を行う業態を含む施設の運営実績を 1 件以上有すること。

※自ら飲食提供する運営実績がなくとも可

- ③ 以下の 1) から 2) に掲げる基準を満たすものを本事業実証の責任者として配置できること。

1) 平成 28 年度以降に、前述の実績 A～C のいずれかの業務実績を有する者

2) 以下のいずれかの資格を有する者

- ・ 保育士
- ・ 幼稚園教諭
- ・ 社会福祉士
- ・ 教職免許保有者
- ・ 放課後児童支援員認定資格研修終了済み又はこれらに準ずる資格

- ④ 当機構本社から本業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) その他法令等により規定される次の条件を満たす者であること。

- ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

注）「独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定の内容については、機構ホームページをご覧ください。

- ② 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

- (3) 企業共同体の場合は、次の条件を満たすものであること。

- ① 応募要件

イ 応募資格（1）は共同企業体として資格を満たしていることとし、応募資格（2）については共同企業体を構成する各者が資格を満たすこと。

ロ 共同企業体協定書（別紙2）の写しを応募申出書の提出と併せて当機構に提出し、協定書に記名した代表者が申し込むこと。

ハ 構成員において決定された代表者が、協定書において明らかであること。

- ② 共同企業体の名称

共同企業体の名称は「地域で子育てシェア「COやね」モデル事業実証〇〇・△△共同企業体」とすること。

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）が募集する地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証〇〇・△△共同企業体（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和〇年〇月〇日に成立し、履行期限終了までの間は、次条に掲げる構成員の一方が営業の廃止等により存続できなくなった場合を除き、解散することはできない。

- 2 当業務を受注できなかったときは、当共同企業体は、前項の規定にかかわらず、発注者と他者により地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 基本協定書が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社

△△県△△市△△町△△番地 △△株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、当業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、第1条の業務実施の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、発注者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の当業務の分担は、次のとおりとする。

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、当業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、第1条に定める業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第11条 構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第12条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第13条 構成員は、当共同体が第1条に定める業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第14条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第15条 当共同体が解散した後1年以内において、当業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第16条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社他〇社は、上記のとおり当業務共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印

独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いする。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、御了知願いたい。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得るので、御了知願いたい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。
- ② 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
- ④ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以 上

**地域で子育てシェア「CO やね」モデル
事業実証パートナー公募
企画提案募集要領**

令和8年7月

独立行政法人都市再生機構 本社

ウェルフェア推進部 連携構築課

〒231-8315

神奈川県横浜市中区本町6-50-1

電話 045-650-0580

目 次

ページ

	応募受付からモデル事業実証開始までの流れ（スケジュール）	1
1	モデル事業実証の概要	2
2	物件概要	5
3	現地内覧	5
4	募集要領の配布	6
5	応募資格	6
6	質問事項の受付	8
7	応募方法	8
8	企画提案者の選定方法	9
9	企画提案	11
10	優秀企画提案者の決定方法	15
11	その他の留意事項	18

【別 紙】 p 19～ p 96

別紙 1	実施条件書
別紙 2	施設概要書
別紙 3	地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 基本協定書（案）
別紙 4	地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証の内装及び施設等の使用に関する確認書（案）
別紙 5	令和 8 年度地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 事業企画等業務委託契約書（案）
別紙 6	令和 8 年度地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 内装設計に係る発注委託契約書（案）
別紙 7	令和 8 年度地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 内装工事に係る発注委託契約書（案）
別紙 8	令和 9～11 年度地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 効果検証等業務委託契約書（案）
別紙 9	秘密保持に関する確約書
別紙 10	個人情報等の保護に関する特約条項
別紙 11	外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

【別紙様式】 p 97～ p 118 申し込み様式

- 1：応募申出書
様式－1～様式－5
- 2：企画提案書様式
様式 6～様式 9

3：質問書様式
様式 10

【配布資料】

- 資料 1 事業概要説明資料
- 資料 2 業務量の目安
- 資料 3 周辺エリア情報

【閲覧資料】

- 資料 4 令和 5 年度コンセプト実証の結果報告書

応募受付からモデル事業実証開始までの流れ（スケジュール）

公告開始日	令和8年7月10日（金）
募集要領等配布期間	令和8年7月10日（金）から令和8年8月28日（金）まで
質問書提出期間	令和8年7月13日（月）から令和8年7月28日（火）まで
回答書閲覧期間	令和8年8月7日（金）から令和8年8月28日（月）まで
現地確認期間	令和8年7月13日（月）から令和8年8月28日（金）まで
応募申出の受付期間	令和8年7月13日（月）から令和8年7月28日（火）まで



第一次審査（資格審査）の実施（企画提案書の提出者の選定）
選定者への通知 令和8年8月7日（金）



企画提案書提出期間 令和8年8月10日（月）から令和8年8月28日（金）まで



第二次審査（企画審査）に係るプレゼンテーションの実施
令和8年9月1日（火）



優秀企画提案者の決定
令和8年9月10日（木）通知



地域で子育てシェア「COやね」モデル事業実証 基本協定書の締結
優秀企画提案者決定後速やかに

1 モデル事業実証の概要

(1) モデル事業実証名

地域で子育てシェア「C0やね」モデル事業実証

(2) モデル事業実証の目的・概要

地域で子育てシェア「C0やね」では、2 物件概要に示す団地内の施設（以下「対象施設」という。）を活用し、地域の多様な世代、文化を持った人たちと関わり合いながら子育てできるしくみと居場所を作り、子育て世帯だけでなく団地及びその周辺地域に住む方々が豊かな暮らしを実現することを目指す。

本モデル事業実証は、上記を実現するための団地及びその周辺地域における子育て支援の新たなサービスモデルを検証し、社会的課題の解決や事業化の可能性を探ることを目的としている。

(3) モデル事業実証の構成

本実証は、次の各号に掲げる事項により構成される。

- ① モデル事業構築（事業企画、内装設計、工事、評価指標の設定及び効果検証）
※機構と本公募で特定された事業者（以下「事業者」という。）が共同で実施する。
- ② 前号で構築したモデル事業の試行実施としての施設運営
※事業者が主体となって実施する。

また、①及び②に付随して締結する文書及びその履行期間は以下を予定している（以下、締結する文書を総称して「締結文書」という。）。

なお、締結文書の内容及び履行期間は現時点での予定であり、機構と事業者との協議により変更となる可能性がある。

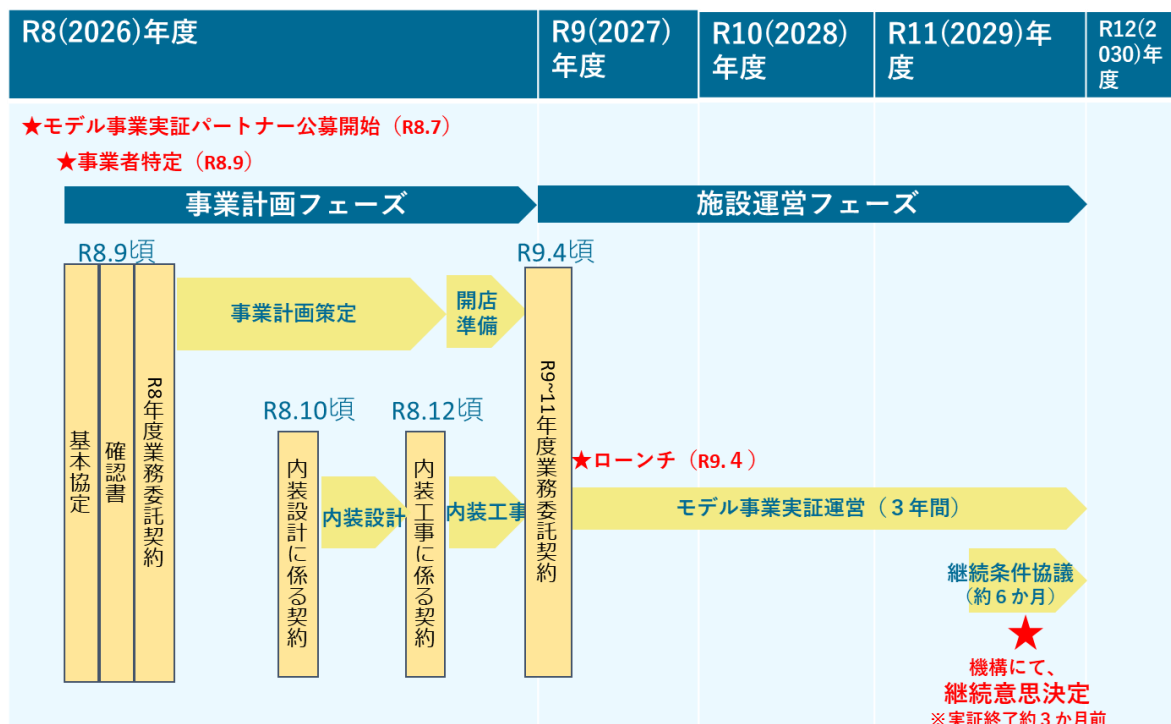
- ・ 地域で子育てシェア「C0やね」モデル事業実証 基本協定書（以下「協定」という。）
（令和8年9月頃から令和12年3月31日まで）
- ・ 地域で子育てシェア「C0やね」モデル事業実証の内装及び施設等の使用に関する確認書（以下「確認書」という。）
（令和8年9月頃から令和12年3月31日まで）
- ・ 令和8年度地域で子育てシェア「C0やね」モデル事業実証 事業企画等業務委託契約書（以下「令和8年度業務委託契約書」という。）
（令和8年9月頃から令和9年3月31日まで）
- ・ 令和8年度地域で子育てシェア「C0やね」モデル事業実証 内装設計に係る発注委託契約書（以下「内装設計に係る契約書」という。）
（令和8年10月頃から令和8年12月頃まで）
- ・ 令和8年度地域で子育てシェア「C0やね」モデル事業実証 内装工事に係る発注委託契約書（以下「内装工事に係る契約書」という。）

(令和8年12月頃から令和9年3月頃まで)

- 令和9～11年度地域で子育てシェア「C0 やね」モデル事業実証 効果検証等業務委託契約書 (以下「令和9～11年度業務委託契約書」という。)

(令和9年3月頃から令和12年3月31日まで)

実施フローは以下のとおり。



※モデル事業実証にかかる文書の締結や履行等に関する詳細のフローは、別紙1 実施条件書 (以下「実施条件書」という。) を参照すること。

(4) モデル事業実証の内容

モデル事業実証の内容は、下表を想定している。

モデル事業構築	1) 事業企画	サービス開始から終了時までの3か年の事業企画及び収支計画を策定する。
	① サービス内容の検討	以下の必須事業について事業企画を行う。 【必須事業】 1. 地域のシェアリビング 2. 小学生の見守り (小学1～3年程度) 3. 多世代交流イベント 4. 飲食の提供 5. 夜間の交流を目的とした飲酒提供 6. サポーター制度の構築・運営

		※上記以外のサービスについても自由提案を可能とする。
	② 事業企画書の策定	①の内容を含む事業企画書を作成する。
	③ 民間企業との共創事業の検討	本実証の収益事業として、C0 やねの場を活用した、民間企業との連携事業を機構と共に検討。 例) 物流会社と連携し物流の拠点として C0 やねを活用することで収益を得る 等
	④ 資金調達方法の検討	行政補助事業など資金調達の検討を行う。
	2) 内装設計	既存内部造作を含む内装設計を行う。また、必要な官公庁との協議や届出等を行う。
	3) 内装工事	既存内部造作を含む内装工事(什器等の備え付けを含む)を実施する。また、工事監理も行う。
	4) 効果検証	評価指標を立て、効果検証を行う。
の 試 行 実 施	5) 施設運営	事業企画書に基づき運営実施計画を立て、施設運営を行う。

※詳細は実施条件書「1. 実施内容」のとおり。

(5) 契約等条件

モデル事業実証に当たり機構と事業者が締結する文書について、主要な事項を以下のとおり示す。なお、その他の契約条件等については、締結文書を参照すること。

① モデル事業実証期間中の機構の費用負担について

- ・ モデル事業実証における機構の費用負担の上限額は7,400万円とし、上限額を超える場合には事業者の負担とする。

※各種実施内容に関する費用の目安及び費用の算定方法については、4(2)において配布する「資料2 業務量の目安」を参照すること。

- ・ モデル事業実証期間中、事業者の自由提案により実施するサービスは独立採算とし、費用は事業者が自ら負担することとする。
- ・ その他、費用負担に関する事項については締結文書を参照すること。

② 支払条件について

締結文書の履行に係る支払は、以下のとおりとする。

- ・ 令和8年度業務委託契約書：月払

- ・ 内装設計に係る契約書：前払（30%）及び完成払
- ・ 内装工事に係る契約書：前払（40%）及び完成払
- ・ 令和9～11年度業務委託契約書：月払

※詳細については締結文書を参照すること。

③ モデル事業実証終了後の取扱いについて

- ・ モデル事業実証終了の3か月前までに事業の継続の可否を決定する。
- ・ 事業継続となった場合：実施条件書5. 評価指標(1)に示す事業継続基準をすべて達成し、かつ継続条件（サービス内容、役割、財産の取扱い等）に合意したときは、機構の制度に基づいて別途機構と契約等を締結し、事業を継続することができる。
- ・ 事業継続とならなかった場合：事業実証最終年度において、機構と協議した結果、事業者が事業を継続せず、かつ事業者以外の者が事業を引き継ぐこととなった場合、事業者は事業引き継ぎ書を作成し、当該施設運営の承継者に引き継ぐこと。なお、機構がモデル事業実証で整備した内装・什器等（以下「内装等」という。）の撤去を要すると判断した場合には、機構の費用負担で撤去工事を実施することとする。

④ 施設について

- ・ モデル事業実証期間中においては、事業者は対象施設を無償で使用できる。
- ・ 対象施設内には造作が残置されている（以下「既存内部造作」という。）。機構と協議の上、既存内部造作の改変は可能とする。
- ・ 本事業内で事業者が整備した内装等の財産は、機構に帰属するものとする。
- ・ 施設及び団地内共用部の使用については、確認書を遵守すること。

(6) サービス開始時期

サービス開始時期は令和9年4月を予定する。

※詳細の日付は機構と協議の上決定する。ただし、やむを得ず変更が生じる場合機構と協議の上サービス開始時期及び実施内容を見直すものとする。

2 物件概要

- (1) 所在地 神奈川県横浜市港北区北区下田町4丁目1-15-1（UR賃貸住宅サンヴァリエ日吉内）
- (2) 面積 約104㎡
- (3) 現況 商業テナント用物件
一部既存内部造作あり
詳細は確認書及び別紙2「施設概要書」参照

3 現地内覧

応募を検討する者に対して対象施設内を内覧する。現地の内覧を希望する場合は、あらかじめ令和8年7月13日（月）から令和8年8月28日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から正午、午後1時から午後5時までに4（3）に予約の連絡をすること。

なお、現地内覧は一者に対し30分程度とし、予約した公開日以外は立ち入ることはできないので、あらかじめ了承すること。集合場所については別途申込者に対して通知する。また、現地内覧する際は、別紙9「秘密保持に関する確約書」を持参すること。

4 募集要領の配布

(1) 募集要領等配布期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月28日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

(2) 募集要領等配布場所

- ・ 募集要領は機構ホームページからダウンロードする。
- ・ ただし、応募を希望する者は4（3）に指定する場所で配布する資料1から3までを受領する必要がある。

配布日時は令和8年7月10日から令和8年8月28日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から正午、午後1時から午後5時までとする。ただし、来社する事前に4（3）に来社の連絡をすること。また、配布資料の受領に際しては、別紙9「秘密保持に関する確約書」を提出すること。

- ・ 資料4は4（3）に指定する場所で、配布資料受領の際に閲覧を可能とする。

(3) 問合せ先

〒231-8315

独立行政法人都市再生機構 本社

神奈川県横浜市中区本町6-50-1

ウェルフェア推進部 連携構築課 大矢知、藤山

TEL 045-650-0580

5 応募資格

本募集に応募を行うことができる者（以下「応募者」という。）の資格は、次に掲げる（1）及び（2）を満たす単体企業若しくは共同企業体とする。また、（3）に掲げる条件を満たさない共同企業体については、共同企業体としての資格がないと認定する。

(1) 次の条件を全て満たす者であること。

- ① 子ども向けの居場所について、平成28年度以降に、下記に記載するいずれかの業務実績を1件以上有すること。

実績A：横浜市内において、子ども向けの居場所を提供する施設の運営実績がある。
実績B：子ども向けの居場所を提供する施設を自主事業として運営した実績がある。
実績C：小学生向けの居場所を提供する施設の運営実績がある。

※「子ども向けの居場所」とは、見守りを行いながら、食事の提供、子どもの体験の場の提供、勉強の場の提供などを行うこと。

※「見守り」とは、子供たちが訪れる場所に最低1名常駐スタッフがいる状況

※自主事業とは、事業者自らが事業主体となり、自らの責任と資金によって企画運営した事業を指す。なお、この場合において、運営費の一部に行政機関や民間事業者からの助成金等を充当していても自主事業と認めることとする。

② 平成28年度以降に、調理を伴う飲食提供を行う業態を含む施設の運営実績を1件以上有すること。

※自ら飲食提供する運営実績がなくとも可

③ 以下のイ及びロに掲げる基準を満たすものを本事業実証の責任者として配置できること。

イ 平成28年度以降に、前述の実績A～Cのいずれかの業務実績を有する者

ロ 以下のいずれかの資格を有する者

- ・ 保育士
- ・ 幼稚園教諭
- ・ 社会福祉士
- ・ 教職免許保有者
- ・ 放課後児童支援員認定資格研修終了済み又はこれらに準ずる資格

④ 当機構本社から本業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) その他法令等により規定される次の条件を満たす者であること。

① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

注）「独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定の内容については、機構ホームページをご覧ください。

② 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

(3) 共同企業体の場合は、次の条件を満たすものであること。

① 応募要件

イ 応募資格（1）は共同企業体として資格を満たしていることとし、応募資格

(2) については共同企業体を構成する各者が資格を満たすこと。

ロ 共同企業体協定書（別紙2）の写しを応募申出書の提出と併せて当機構に提出し、協定書に記名した代表者が申し込むこと。

ハ 構成員において決定された代表者が、協定書において明らかであること。

② 共同企業体の名称

共同企業体の名称は「地域で子育てシェア「C0やね」モデル事業実証〇〇・△△共同企業体」とすること。

6 質問事項の受付

(1) 本募集要領等に関する質問がある場合は、次に従い提出すること。

① 提出期間

令和8年7月13日（月）から令和8年7月28日（火）まで

持参される場合は、この期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前10時から正午、午後1時から午後5時まで受け付ける。あらかじめ来社日時を上記4（3）に記載の連絡先へ連絡の上、来社すること。

② 提出場所

上記4（2）の配布時に機構から通知する連絡先

③ 提出方法

「質問書」（様式-10）に質問事項を記入の上、②の連絡先に電子メールで送付するものとし、口頭、電話、FAX又は郵送によるものは受け付けない。

(2) 上記6（1）の質問に対する回答は、原則として、電子メールにより機構から質問者を含む全応募者に送付するほか、閲覧に供すべき質疑事項については、次のとおり閲覧に供する。

① 期間

令和8年8月7日（金）から令和8年8月17日（月）まで

② 場所

上記4（3）のとおり。

7 応募方法

(1) 応募書類等の受付日及び時間

令和8年7月13日（月）午前10時から令和8年7月28日（火）午後5時まで

注1) 提出書類に不備があった場合、受付することができない。ただし、上記の受付期間内であれば、応募申出書及び応募に必要な書類を機構に再提出することができる。

(2) 受付場所

上記4（3）のとおり。

(3) 応募方法

様式-1、様式-2、様式-3-①、様式-3-②、様式-4-①、様式-4-②、様式-5に必要事項を記入し、下記添付書類（各1部）を添えて、上記（1）の受付日に4（2）の配布時に機構から通知する連絡先にデータを送付すること。

なお、応募後も提案内容について機構から問合せする場合がありますので、了承すること。

〈添付書類〉

① 5（1）①②③を証する書面（契約書等の写し）

(4) 共同企業体による応募

共同企業体で参加する場合は、共同企業体協定書の写しを添えて提出すること。

(5) 応募書類に関する注意事項

- ① 企画提案書の著作権は応募者に帰属するものとするが、機構が無償で使用できるものとする。
- ② 応募書類は、理由の如何にかかわらず返却しない。
- ③ 応募書類の作成等、応募に必要な費用はすべて応募者の負担とし、機構はその一切を負担しない。
- ④ 企画提案書の作成にあたっては、配布書類の内容を十分に確認すること。

8 企画提案者の選定方法（第1次審査）

(1) 選定の流れ

- ① 7（3）の提出書類により、8（3）の選定基準に基づき第1次審査（資格審査）を実施する。
- ② 第1次審査の上位3者のみ第2次審査（企画提案に係るプレゼンテーション）に参加することができる。

(2) 選定・非選定通知

- ① （1）①による第1次審査（資格審査）を合格した（選定された）者については令和8年8月7日（金）に電子メールで通知する。また、第1次審査（資格審査）に合格しなかった（選定されなかった）者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を書面により通知する。
- ② 上記①の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土、日、祝日を含まない。）以内に電子メールを送付することにより、機構に対して非選定理由を求めることができる。
- ③ 上記①の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土、日、祝日を含まない。）以内に書面により行う。
- ④ 非選定理由の説明書請求の受付場所、受付時間は以下のとおり
受付場所：4（2）の配布時に機構から通知する連絡先

受付日時：説明を求められることができる最終日の午後5時まで

(3) 企画提案者を選定するための第1次審査の基準及び評価基準について

評価項目	評価の着眼点		評価のウエイト
		基準	
申請者（企業）等の経験及び能力	企業の実績	【様式-3-①】 平成28年以降において、以下に掲げる業務実績 ①実績A, B, Cいずれも実績がある。 ②実績A, B, Cのうち、2種類以上実績がある。 ③実績A, B, Cのうち、1種類以上実績がある。 ④実績A, B, Cいずれも実績なし	① 8 ② 4 ③ 2 ④ 0
		【様式-3-②】 ①自ら調理を伴う飲食提供の営業実績がある。 ②上記の実績なし	① 5 ② 0
	企業独自の取り組み	【様式-5】 ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として法令に基づく認定の有無 ① 次に掲げる認定を2件以上受けている。 ② 次に掲げる認定を1件以上受けている。 ③ 上記に該当しない場合 ・女性の職業生活における活躍推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等 ※1 ・次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業） ※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（以下、「若者雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業） ※3 ※1 女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。	① 2 ② 1 ③ 0

		※3 若者雇用促進法第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。	
配置予定責任者の実績及び資格	【様式-4-①】【様式-4-②】 平成28年以降において、以下に掲げる業務実績 ①実績A, B, Cいずれも実績がある。 ②実績A, B, Cのうち、2種類以上実績がある。 ③実績A, B, Cのうち、1種類以上実績がある。 ④実績A, B, Cいずれも実績なし		①10 ②5 ③3 ④0
	【様式-4-①】 配置予定責任者の資格等の有無を下記の基準で評価する。 ①保育士、幼稚園教諭または小学校教諭 ②社会福祉士 ③ ①②いずれも無し		①5 ②2.5 ③0
			30

9 企画提案（第2次審査）

(1) 企画提案内容

以下の項目について、提案をすること。

なお、最終的に実施される内容は、企画提案内容を参考に、機構のルール・経験等も踏まえ、協議の上決定する。

① **企画提案①**C0 やねにおける事業企画の作成

【様式自由：A3サイズ4ページ程度】

イ 提案目的

事業者の事業企画内容を評価する。

ロ 提案内容

- a 実施条件書1.(1)①サービス概要に記載の【必須事業】(以下「必須事業」という。)に関してモデル事業実証終了後の事業企画を提案、作成すること。また、それに至るまでのモデル事業実証中3か年のロードマップを含めること。

提案内容の詳細については、資料1 事業概要説明資料に記載の「公募時に提案を求める事項」に基づいて作成し、資料3 周辺エリア情報を参考にすること。

- b 施設の空間イメージを提案すること。

ハ 前提条件

- a モデル事業実証終了後については、機構への施設使用料を支払うと仮定した上で、自走可能な計画とすること。
- b 提案内容には必須事業を必ず含めること。

- c 営業時間については、実施条件書 1. (1) ①サービス内容の検討に記載の【必須条件】を遵守すること。なお、必須条件を満たした上で営業時間や営業日を拡大することは可能とする。

② **企画提案②**モデル事業実証終了後及びモデル事業実証期間中の各年度（令和 9～11 年度）の収支計画

【様式－7－①】【様式－7－②】【様式－7－③】

イ 提案目的

必須事業に関する企画内容について、事業成立性を評価する。

ロ 提案内容

- a モデル事業実証終了後の年間収支計画を様式－7－①に、モデル事業実証期間中の各年度（令和 9～11 年度）の年間収支計画を様式－7－②に記載すること。
- b 事業企画内容と収支計画が整合しているかを確認するため、モデル事業実証終了後及びモデル事業実証期間中の各年度（令和 9～11 年度）における各収支計画に対応する時間帯別のサービス提供内容・最大収容人数・人員配置・ゾーニング（時間帯によりサービス内容が異なる場合）については作成を必須とし、様式－7－③に記載すること。

ハ 前提条件

- a モデル事業実証終了後
 - (a) 事業企画の作成に当たり、以下を参考数値として計画すること。
※数値は参考値であり、顧客数を保証するものではない。
【モデル事業実証後の CO やねの累積購買客数（見込み）：1,200 人/月】
 - (b) 支出項目に機構への施設使用料を含めること。
なお、機構への施設使用料については、実施条件書 5（1）を参照すること。
- b モデル事業実証期間中（令和 9～11 年度）
 - (a) 企画提案①で作成したロードマップの内容に沿った計画とすること。
 - (b) 機構への賃料等の支払いは発生しない。
 - (c) 収入項目に機構からの費用負担額は含めないこと。

③ **企画提案③**実施体制

【様式－8－①】【様式－8－②】

イ 提案目的

本実証を円滑にかつ安全に推進できるかを評価する。

ロ 提案内容

- a 事業推進体制
本実証を進めるに当たって、配置予定者の経験、資格、人数、協力体制など実施内容を遂行するために必要な体制を様式－８－①に記載すること。
- b 運営実施体制等
本募集要領 1.（3）②の試行実施（実施条件書 1.（5）施設運営）において、現場の運営における配置予定者の経験、資格、人数、協力体制など実施内容を遂行するために必要な体制及び安全面での配慮事項を様式－８－②に記載すること。

④ **企画提案④**見積り **※作成必須、採点対象外**

【様式－９】

- イ 提案目的
本実証を上限金額内で実施できるかを確認する。
- ロ 提案内容
 - a 実施条件書 1（1）、（2）、（3）、（4）について、見積り内訳を提出すること。
- ハ 前提条件
 - a 提案される見積りの合計金額が機構が費用負担する上限金額に収まっていること。

⑤ **企画提案⑤**C0 やねにおける事業企画（必須事業以外の自由提案）の作成

※作成任意、採点対象外

【様式自由：A3 サイズ 1 ページ程度】

- イ 提案目的
事業者の事業企画内容のうち、必須事業以外の自由提案内容を確認する。
- ロ 提案内容
 - a 企画提案①で提案する必須事業以外に自由提案を可能とするが、団地及び地域住民の利便性や快適性を高めるものや、C0 やね利用の増進につながるものとし、公序良俗に反するものや周辺環境に悪影響を及ぼす恐れのある業種、業態は認めない。
 - b 機構の資産を活用する提案の場合はその実現可否を本実証の中で機構と協議の上判断するものとする。
 - c 自由提案内容は評価の対象外とする。
- ハ 前提条件
 - a 企画提案①で提案する必須事業との相乗効果を明記すること。

(2) モデル事業実証期間中の費用負担について（再掲）

① モデル事業実証期間中の機構の費用負担について

- ・ モデル事業実証における機構の費用負担の上限額は7,400万円とする。ただし、上限額を超える場合には事業者の負担とする。
※各種実施内容に関する費用の目安及び費用の算定方法については、資料2「業務量の目安」を参照すること。
- ・ モデル事業実証期間中、事業者の自由提案により実施するサービスは独立採算とし、費用は事業者が自ら負担することとする。
- ・ その他、費用負担に関する事項については締結文書を参照すること。

(3) 提出書類

① 企画提案書一式（【様式-6】【様式-7-①】【様式-7-②】【様式-7-③】【様式-8-①】【様式-8-②】【様式-9】）

9（1）の企画提案内容を提案書にまとめ、9（4）に従い提出すること。

(4) 企画提案書の提出期間、提出場所及び方法

9（3）の提出書類を以下に従い提出すること。

① 提出期間

令和8年8月10日（月）午前10時から令和8年8月28日（金）正午まで

② 提出場所

4（2）の配布時に機構から通知する連絡先

③ 提出方法

②にデータで提出すること。

(5) 企画提案に係るプレゼンテーションの実施

プレゼンテーション実施日程等

日時等 令和8年9月1日（火）（開始時刻については、各者 別途通知）

持ち時間 各者 30分程度（説明 20分、質疑応答 10分）

説明内容及び説明資料の内容が、企画提案書に盛り込んだ事項と著しく異なる内容であった場合は失格とする。

パワーポイントによる説明が可能

（パソコン・プロジェクター・スクリーンは機構で用意する。）

配布資料 9（5）プレゼンテーション用の配布資料を当日10部持参すること。

※配布資料はA4 20ページまでとする。

※説明用の配布資料には、提案者を特定できるような表現は記載しな

いこと。

場 所 独立行政法人都市再生機構 本社
神奈川県横浜市中区本町 6-50-1
※詳細は別途通知

10 優秀企画提案者の決定方法

(1) 優秀企画提案者の決定について

機構にて、第2次審査の企画提案プレゼンテーション内容を評価(以下「企画評価」という。)し、機構が企図する地域で子育てシェア「COやね」モデル事業実証について最も優れた提案を行った応募者を優秀企画提案者として決定する。

(2) 企画提案書の評価について

企画提案の内容については、満点を100点とし、評価項目ごとに評価点(以下「企画評価点」という。)を付けることとする。評価の結果、企画提案書の提出者を選定するための基準を満たし、かつ企画提案書の評価点がもっとも高い提案を行った応募者を優秀企画提案者とする。

なお、企画評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該企画提案者によるくじ引きによって優秀企画提案者となるべき者を決定する。

(3) 第2次審査における優秀企画提案書を特定するための基準及び評価基準について
 企画評価点の配点は次のとおりである。

(優秀企画提案書を特定するための基準)

評価項目	評価の着眼点		評価のウエイト
		判断基準	
企画提案	企画提案①	<p>【様式自由】 CO やねにおける事業企画の作成 ※自由提案（企画提案⑤）の内容は評価対象外とする。</p> <p>[着目点] 次の項目が明瞭に提案されている場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な世代の利用者が来訪し、かつ交流可能な提案となっていること。 ・地域住民の利用視点で持続可能な運営・経営となるための工夫がされていること。 ・地域で活動する団体、企業等との連携が考慮されており、地域に受容される工夫をしていること。 ・提案内容に実現性があること。 	40
	企画提案②	<p>【様式-7-①】モデル事業実証終了後の収支計画 【様式-7-②】モデル事業実証期間中の各年度（3年度） 【様式-7-③】時間帯別サービス提供内容及び人員体制</p> <p>[着目点] ・運営計画に見合った内容かどうか。 ・実現性及び持続性のある計画となっているか。</p>	30
実施体制	企画提案③	<p>【様式-8-①】 ・（事業推進体制）モデル事業実証の企画（設計工事含む。）、 検証における配置予定者の経験、資格、人数、協力体制など 業務を遂行するために必要な体制を提案すること。</p> <p>【様式-8-②】 ・（運営実施体制等）現場の運営における配置予定者の経験、 資格、人数、協力体制など業務を遂行するために必要な体制 及び安全面での配慮事項を提案すること。</p>	30
		<p>[着目点] ・配置予定者の経験、資格、人数、協力体制など業務を遂行するために必要な体制が確保されているか。 ・円滑かつ安全な運営が可能な計画となっているか。</p>	

見積提案	企画提案④	<p>・実施条件書1(1)、(2)、(3)、(4)について、見積を提案すること。</p> <p>【様式-9】</p> <p>※項目ごとに内訳が分かるように記載すること。</p> <p>※提案される見積もりの合計金額が機構が費用負担する上限金額を超える場合、特定しない。</p>	採点対象外
			100

(4) 企画提案に関する審査結果通知

企画競争参加資格要件及び企画提案プレゼンテーション内容について上記(3)に基づき評価を行い、結果は令和8年9月10日(木)に電子メールにて通知する。

(5) 特定・非特定通知

① 優秀企画提案者に決定(特定)された者については(4)により特定された旨を通知する。また、提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由(非特定理由)を、機構から電子メールにより通知する。

② 上記①の非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(土、日、祝日を含まない。)以内に、機構に対して非特定理由について説明を求められることができる。

・受付場所：4(2)の配布時に機構から通知する連絡先

・受付日時：通知をした日の翌日から起算して7日(土、日、祝日を含まない。)後の午後5時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)まで

・提出方法：書面は電子メールで送付するものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けない。

③ 機構は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めたものに対し電子メールにより回答する。

(6) 応募者の失格時の取扱い

① 優秀企画提案者の決定後、機構と協定を締結するまでの間に、優秀企画提案者の応募の無効が判明した場合、及び優秀企画提案者が提案した業務を実施できる資格を有していないことが判明した場合は、次のとおり取り扱う。①企画評価点が第二順位の者(以下「次点者」という。)を新たな優秀企画提案者に決定する。

② 次点者に応募の無効が判明した場合には、次点者に次ぐ者を対象に、①と同様の手続を行う。

③ 次点者等への通知は、優秀企画提案者の失格が確定するまで行わない。また、次点者であるか否かについての問合せには対応しない。

④ 上記により新たな優秀企画提案者を決定した場合、書面により第2次審査の参加者全員に通知する。

(7) 募集結果に関する事項

評価結果は、優秀企画提案者決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、募集結果（優秀企画提案者住所（特別区又は市町村まで表記）、優秀企画提案者氏名、優秀企画提案者の企画評価点、及び有効な応募者数）を機構ホームページにて掲示する。

1.1 その他の留意事項

(1) 手続全般について

- ① 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ② この企画提案により得た機構の情報を第三者に漏らしたり、他の目的に使用することを禁じる。
- ③ 選定通知を受けた者が参加辞退する場合は、不誠実な行為とみなすことがある。

(2) 特定後の事業推進について

- ① 最終的に実施される内容は、企画提案内容を参考に、機構のルール・経験等も踏まえ、協議の上決定する。
- ② 企画提案書の決定後の本実証の実施に当たっては、業務の主たる部分（全体を統括・調整する業務に該当する業務）についての再委託は認めない。また、再委託の必要が生じた場合は、優秀企画提案者自らが実施する業務の範囲を書面で提出するものとする。

なお、軽微なものについては再委託の申請を要しない。

- ③ 協定締結後、本実証を進めるに当たっては、機構担当者と十分な打合せを行うこととする。
- ④ 本実証実施に必要となる法令上の資格・認定等を具備すること。
- ⑤ 優秀企画提案者は、重要な情報及び個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づき、適切な管理能力を有していること。また、別紙10「個人情報等の保護に関する特約条項」を協定と併せて、同日付で締結するものとする。
- ⑥ 優秀企画提案者は、外部電磁的記録媒体に関する別紙11「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」を協定と併せて、同日付で締結するものとする。

実施条件書

本実施条件書は、独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と募集要領に基づき特定された事業者（以下「乙」という。）が実施する「地域で子育てシェア『CO やね』モデル事業実証（以下「本実証」という。）」に係る実施条件を示すものであり、地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づき、各契約で定める実施内容書に記載する実施内容の原案を示すものである。

1. 実施内容

(1) 事業企画

甲が提示する事業企画概要（案）及び公募時に提出した企画提案内容を踏まえ、乙は本実証後の将来的な事業モデル構築、収支シミュレーション、戦略立案を行う。

なお、モデル構築に当たっては、乙はサービス内容が法的要件に適合しているか確認を行うこと。

① サービス内容の検討

以下に示す必須事業について、必須条件及び別途締結する確認書を遵守した上で、甲乙協議の上事業企画を行う。

なお、自由提案も可能とするが、詳細については甲乙協議の上決定するものとする。

ア 営業日時

【必須条件】

- ・スタッフ常駐のコアタイム：原則として平日 14 時から 19 時まで
- ・週 5 日以上営業（土日いずれかを含む。）

イ サービス提供内容

必須条件のサービス提供内容は、モデル事業実証中に段階的に実施することも可能とする。

【必須事業】

1. 地域のシェアリビング（会員制）

地域の人が滞在できるリビングを提供する。リビングは世代を問わず滞在しやすい場を提供し、運営に当たっては、多世代が日常的に自然とゆるやかにつながることができる場づくりを行う。

無人の時間帯を想定する場合には、安全対策を講じること。

2. 小学生の見守り（小学1～3年程度）

共働きの小学生世帯の帰宅後の食事の家事支援、柔軟な子どもの居場所の提供を目的とした、小学校低学年の放課後の居場所を提供する。居場所の提供に当たっては、健全な子どもの育ちを促進するため、多様な学び、遊び及び体験の提供も合わせて計画する。

完全預かりとするか見守り（同空間にスタッフを配置する程度）とするかは提案可能とし、特定後協議の上決定する。

小学生の居場所はシェアリビングと併設した場所で、地域に開かれたゆるやかな学童保育をコンセプトに、地域の方と児童が接点を持てる場を提供する。

なお、計画に当たっては安全対策も計画すること。

3. 多世代交流イベント

知らない人同士が共同して楽しめるようなつながりづくりを主とした仕掛けや、より多くの住民への認知向上を主としたイベント等を行う。

4. 飲食の提供

働く子育て世帯の夕食支援を主な対象とし、登下校中の中高生及びミドルシニア世帯も対象に含めた、手作り感のあるメニューを提供する。提供形態は店内飲食及びテイクアウトの双方を実施すること。ただし、メニュー内容、メニュー数、調理方法及び運営方法（直営・委託・中食仕入れ等）は自由提案とする。

5. 夜間の交流を目的とした飲酒提供サービス

地域の大人同士がつながり合える仕掛けを行う。

6. サポーター制度の構築及び運営

地域の学生や社会人、リタイヤ世代のサポーターを育成し、地域で支える拠点づくりを行う。

② 事業企画書の策定

乙は事業企画書を作成し、甲及び乙は内容について基本協定書に定める推進会議にて協議し、事業企画書を取りまとめることとする。事業企画には、以下の内容を盛り込むこととする。

- ・ブランドコンセプト及び提供価値
- ・ターゲット層・ペルソナ
- ・サービス内容
- ・カスタマージャーニー
- ・価格戦略及び収支シミュレーション
- ・プロモーション戦略
- ・自由提案部分の事業企画

③ 民間企業との共創事業の検討

甲及び乙は本実証の収益事業として、CO やねの場を活用した、民間企業との連携事業を共に検討する。

例) 物流会社と連携し物流の拠点として CO やねを活用することで収益を得る など
※例はあくまで一例であり、内容は事業企画の際に共に検討する。

④ 資金調達方法の検討

甲及び乙は事業企画上、行政補助事業など資金調達が必要な内容について検討する。

(2) 内装設計

本実証を行う場所について、乙は内装設計に係る専門業者の選定、発注手続きその他これに付随する業務を実施する。乙は、選定した業者に対し、内装設計において法令を遵守し、必要な官公庁との協議や届け出等を行うよう監督する。乙は、内装設計の発注等に当たっては以下に留意するものとし、設計内容は甲乙協議の上決定するものとする。

- ・空間設計内容は、事業企画で策定したサービス内容と整合させる。
- ・対象施設内の残置物（以下「既存内部造作」という。）の取扱いについては、甲と協議の上、改変の可否及び範囲を決定する。
- ・内装設計と合わせて、家具などの什器等動産の検討も行う。
- ・内装工事に関しては別途確認書の内容を遵守する。
- ・内装工事及び什器等動産に係る費用の見積もりを作成する。

(3) 内装工事

乙は、(2)で設計した内装について、内装工事及び工事監理を行う専門業者の選定、発注手続きその他これに付随する業務を実施する。内装工事後に管理修繕に必要な内装リスト（内装及び什器等動産を含む。）を作成する。乙は、選定した業者に対し、内装工事において法令、条例等の関係法令及び別途締結する確認書の内容を遵守して行うよう監督する。

(4) 効果検証

5. 評価指標に記載する指標について、甲乙共同で効果検証を行う。実施に当たっては、評価指標及びKPIを推進会議で協議し、効果検証計画書として取りまとめる。

なお、効果検証計画書は、検証結果を踏まえ、月次単位で見直すことができるものとする。効果検証対象期間は、サービス提供開始から令和11年6月末頃（左記期間を予定とし、基本協定書締結後に甲乙協議の上決定する。）までとする。

乙は、4.実施フローに従い、効果検証計画書に基づく測定結果及び分析結果を甲に報告する。

① 効果検証計画書の内容

乙は効果検証計画書を作成し、基本協定書に定める推進会議にて協議し、効果検証計画書を策定する。効果検証計画には、以下の内容を盛り込むこととする。

- ・ 5. 評価指標等(1)の目標値
- ・ 5. 評価指標等(2)(3)の計測項目とその目的
- ・ 各項目の計測ロジック、頻度、データの収集方法、計測対象者
- ・ データの分析方法

② 効果検証報告書の内容

乙は、①で作成した効果検証計画書に従って測定した結果を年度毎に報告書としてまとめる。ただし、5. 評価指標において月次測定と示している項目については月次で報告する。

(5) 施設運営

乙は、(1)で策定した事業企画に基づき、必要な詳細実施計画を立て、別途締結する確認書の内容を遵守した上で施設の管理運営を行うものとする。

なお、施設運営は乙の自らの責任と負担において実施するものとする。

① 詳細実施計画書

乙は施設運営に当たっては、年度毎に以下の内容を含む詳細実施計画を甲に届け出、確認を得るものとする。

- ・ サービス提供内容
- ・ 営業日、営業時間
- ・ 年間実施スケジュール
- ・ 本実証期間3年間の収支計画と年間収支計画
- ・ 運営体制と連絡体制
- ・ 運営オペレーション、マニュアル
- ・ コミュニティガイドライン
- ・ スタッフ配置計画
- ・ スタッフ育成計画
- ・ プロモーション施策
- ・ 安全管理計画、体制

② 施設運営

別途締結する確認書の内容を遵守した上で施設の管理運営を行うものとする。

当該施設を運営するにあたり、システムの導入を検討する場合には、甲と協議の上システムを利用することとする。

③ 実施報告

乙は、サービス開始後は月毎に実施報告書を作成し、甲に報告を行うこととする。実施報告書には以下内容を盛り込むこととする。

- ・ (4) 効果検証②に記載している測定結果
- ・ 収支実績
- ・ 運営実施内容（サービス提供内容、イベント等実施内容）
- ・ 抽出課題
- ・ 改善策

2. 役割分担

実施内容にて記載した内容の役割分担は下表のとおりとする。ただし、役割分担の詳細は基本協定書締結後に甲乙協議の上決定するものとする。

構成	実施内容	実務	承認	協議	費用負担
モデル構築	(1)事業企画	共同	甲	共同	甲(※)
	(2)内装設計 (3)内装工事	乙	甲	共同	甲
	(4)効果検証	共同	甲	共同	甲
	事業モデルの 試行実施	(5)施設運営	乙	—	—

※事業モデルの試行実施において、甲は運営費の一部をモデル構築に要する経費として費用負担することができる。モデル構築に要する経費の具体的な金額は6か月に1回協定書第6に定める推進会議において協議の上決定するものとする。

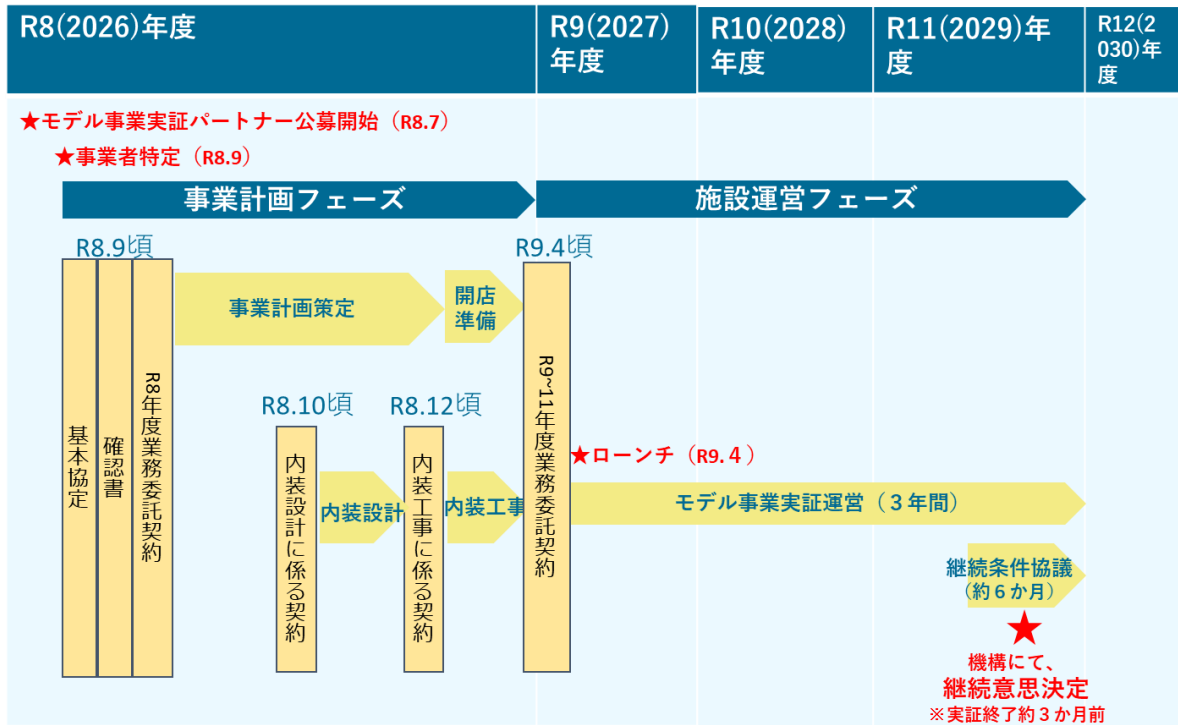
3. 成果物

本実証の成果物として、以下を取りまとめることとする。

- (1) 事業企画書
- (2) 効果検証計画書
- (3) 効果検証報告書
- (4) 施設運営詳細実施計画書
- (5) 内装設計図書
- (6) 内装工事竣工図面
- (7) 内装、備品リスト
- (8) 法令確認を受けた書類
- (9) 内装完成写真
- (10) 施設運営実施報告書（実施内容、年度収支報告、課題抽出、次年度以降改善方針）

4. 実施フロー

(1) 全体スケジュール



(2) モデル事業実証中の契約フロー

各契約の締結前に推進会議を開催し、実施内容書（実施内容及び実施スケジュール）及びこれに基づく甲の費用負担金額を協議の上決定し、各契約を締結する。

なお、実施内容書に記載する実施内容は、本条件書の「1. 実施内容」から甲乙協議の上決定する。

各契約内容に変更があった場合は変更契約を行う。

(3) 実施フロー

乙を特定し、基本協定書を締結した後の実施フローは、以下のとおりとする。

実施内容	方法	実施時期（目安）
事業企画フェーズ		
確認書締結	—	乙特定後速やかに
・ R8 年度実施内容（（1. 実施内容（1）事業企画、（4）①効果検証計画）、実施スケジュール） ・ 委託料 の合意	推進会議	乙特定後速やかに
・ 内装設計実施内容（1. 実施内容（2））、実施スケジュール） ・ 費用償還予定金額 の合意	推進会議	乙特定後速やかに
R8 年度業務委託契約締結	—	乙特定後速やかに
内装設計に係る契約締結	—	乙特定後速やかに
事業企画書の策定（1. 実施内容（1）②）	推進会議	令和 8 年 12 月
内装設計内容の承認（1. 実施内容（2））	推進会議	令和 8 年 12 月
・ 内装工事实施内容（1. 実施内容（3））、実施スケジュール） ・ 費用償還予定金額 の合意	推進会議	令和 8 年 12 月
内装工事に係る契約締結 着工	—	令和 8 年 12 月
委託料、費用償還金額の支払	乙から甲へ請求	毎年度末※時期は各契約書による。

・ 詳細実施計画書届け出	乙から甲へ届出	令和9年3月
・ R9～11年度実施内容（1. 実施内容(4)効果 検証、1.(5)施設運営） ・ 委託料及びモデル構築に必要な経費の合意	推進会議	令和9年3月
施設運営フェーズ		
令和9～11年度業務委託契約締結	—	令和9年以降毎年4月
月次実施報告(1. 実施内容(5)③)	乙から甲へ報告	毎月末
委託料の支払	乙から甲へ請求	毎月末を想定※ 時期は各契約書 による
モデル構築に必要な経費の合意	推進会議	毎半期
モデル構築に必要な経費の請求、支払い	乙から甲へ請求	毎半期
年度実施報告(1. 実施内容(5)③)	乙が甲へ報告	毎年度末
・ 次年度詳細実施計画書届け出	乙から甲へ届出	毎年度末（最 終年度を除 く。）

5. 評価指標

CO やね事業において目指す長期的 KGI は、団地回帰循環が起こることである。団地回帰循環とは、以前住んでいた住民がまた団地に還ってくる、又は自身の子供や親、友人など第三者に薦めて新規に入居する、といった、「住み続けたい（継続入居）」→「また住みたい（再入居）」→「住んでみたい（推奨・新規入居）」が循環している状態をいう。ただし、団地回帰循環は 10 年 20 年スパンの遅行指標であるため、本実証で目指す KGI は次のとおりとする。

【本実証終了時の KGI】CO やね利用経由での団地推奨度の向上

上記 KGI を事業継続基準と置き、（１）に示す指標を測定し、本実証の事業継続を判断するものとする。

その他に、甲が行う賃貸住宅経営に係る施策の効果検証用として、（２）に示す指標と、CO やねの運営時に経営改善のための管理指標として、（３）に示す項目を計測する。ただし、（２）（３）に掲げる項目は甲が想定する（案）であるため、乙特定後に推進会議にて甲乙協議の上決定するものとする。

（１）～（３）に示す指標を測定するために必要な項目（属性（世帯構成、居住地等）などのデータは、甲乙共有できる運用とする。データ取得のために必要であれば、推進会議にて甲乙協議の上、POS レジや顧客管理システム等のシステム導入も可能とする。

効果検証対象期間は、サービス提供開始から令和 11 年 6 月末頃（左記期間を予定とし、乙特定後に甲乙協議の上決定する）までとする。

(1) 事業継続基準

事業継続を判断する指標は以下のとおりとする。

なお、目標数値については乙特定後、推進会議にて甲乙協議の上決定するものとする。

項目	目的	項目の定義	計測頻度	集計分担
団地の推奨度の向上 (CO やねがあることで高まるか)	団地回帰循環	CO やねを利用したことによる、団地推奨度のポジティブな変化	年次	甲（設問設計も行う。）
CO やね会員数	地域ニーズ	拠点を利用するために登録したユニークアカウント数	月次	乙
CO やね会員継続率 (LTV)	満足度、生活インフラとしての定着度	年度別新規ユニークアカウントのうち、1年後、2年後のアクティブ率	年次	乙
目標年間売上金額	事業性	特定後に乙と甲で立てた、甲への支払金額（30万/月※当該施設家賃相当額）を含めた収支計画の「目標年間売上金額」。 目標は利益モデルの転換など状況に応じて見直しを可能とする。見直す時期は月単位とする。	月次	乙

(2) 機構の施策検証用指標

甲では、様々な施策を行っており、その効果検証も行っている。その検証用として以下の項目を計測するものとする。検証のための設問設計は甲乙共同で行うこととする。

なお、下記検証指標は（案）とし、乙特定後に推進会議にて甲乙協議の上決定するものとする。

また、本評価項目については目標数値を定めず、計測のみとする。

項目	目的	項目の定義	計測ロジック	計測頻度	計測方法	計測対象	集計 分担
エリアの愛着度の向上	ウェルビーイングの向上	CO やねを利用したことによる、マインドのポジティブな変化（自己申告）	【「CO やねを利用して、愛着度（等）が高まったか？」という直接的な設問に対する「とてもそう思う」「そう思う」の比率】 ※CO やね会員及び団地居住者に対して利用開始時から1年ごとの定点観測 ※CO やね利用者とCO やね非利用者で違いを計測。	年次（年1回のWEBアンケート）	アンケート	団地内居住者・CO やね利用者	甲乙 共同
利用者満足度	世代毎の受容度	サービスに対する総合的な好意度（5段階評価のTop2）	【「満足」「やや満足」と回答したUU数 ÷ 有効回答UU数】 ※全利用者（会員非会員、購買顧客非購買顧客含む）に送付 ※1世帯1カウント ※年度の最終月に計測	年次（年1回のWEBアンケート）	アンケート	CO やね利用者	乙
サポーター参加満足度	非子育て世帯の満足度	サポーター活動への満足度	活動実績のあるサポーターに対する年1回アンケート（5段階評価のTop2比率）。	年次	アンケート	CO やねでの活動実績のあるサポーター	乙

来場者の子育て世帯と非子育て世帯の割合	多世代利用拠点化	利用者の世代比率	当月の来店チェックイン履歴がある UU（世帯代表者）の属性比率 子育て世帯: 18歳以下の同居子がいる登録アカウント 非子育て世帯: 上記以外のアカウント	月次	会員登録情報又はチェックイン履歴等	CO やね利用者	乙
頼れる人・場所が増えた人の割合	「子育ては一人じゃない」と思える社会の実現	CO やね利用者の内、CO やねを通じて頼れる人や場所が増えた人の割合	【「CO やねを通じて近所に頼れる人、場所が増えた」という直接的な設問に対する「とてもそう思う」「そう思う」の比率】 1年後・2年後で定点観測	年次	アンケート	CO やね利用者	乙
知り合いができた、つながりができた・深まった人の割合	ゆるやかにつながるコミュニティづくり	CO やね利用者の内、CO やねを通じて知り合いができた、つながりができた・深まった人の割合	【「CO やねを通じて知り合いができた、つながりができた・深まった」という直接的な設問に対する「とてもそう思う」「そう思う」の比率】 1年後・2年後で定点観測	年次	アンケート	CO やね利用者	乙
継続居住意向の向上 (CO やねがあることで高まるか)	賃貸経営への貢献	CO やねを利用したことによる、マインドのポジティブな変化（自己申告）	【「CO やねを利用して、継続居住意向が高まったか?」という直接的な設問に対する「とてもそう思う」「そう思う」の比率】 ※CO やね会員及び団地居住者に対して利用開始時から1年ごとの定点観測 ※CO やね利用者と CO やね非利用者で違いを計測。	年次	アンケート	団地内居住者・CO やね利用者	甲乙共同
CO やねが住まい選択の検討要素となる	賃貸経営への貢献	CO やねがもたらす住環境としての付加価値（自己申告）	【「CO やねを利用して、CO やねが住まい選択の検討要素となるか?」という直接的な設問に対する「とてもそう思う」「そう思う」の比率】 ※CO やね会員及び団地居住者に対して利用開始時から1年ごとの定点観測	年次	アンケート	団地内居住者・CO やね利用者	甲乙共同

			※CO やね利用者と CO やね非利用者で違いを計測。				
ブランディング効果	甲のブランディング	甲の認知度・好意度への貢献	【メディア掲載数（件） または 広告換算価値（円）、甲ページ遷移率】	年次	アナログカウント	HP、SNS、取材、メディア	甲

(3) 施設運営上の管理指標

施設運営の経営改善のための日々の管理指標として、以下の項目を計測するものとし、乙は施設運営フェーズには甲に月次で報告をするものとする。

なお、下記検証指標は（案）とし、乙特定後に乙からの提案も考慮し推進会議にて甲乙協議の上決定するものとする。

項目	目的	項目の定義	集計分担
サポーター稼働率	運営の安定性	過去3か月に1回以上、COやねの活動に実稼働で参加したサポーターの比率。	乙
サポーターの登録数	運営の安定性	運営手伝い等に合意した会員数	乙
会員獲得率	目標新規来店者数の目安（事業継続基準に直結）	新規来店者のうち、会員登録に至った割合	乙
来店頻度	定着度、属性、時間帯	会員が月に利用している回数	乙
リピーター率	経営の健全性、安定性	売上を構成する新規客とリピート客の割合	乙
サイト訪問者数	認知度	「月間のUU（ユニークユーザー）数」および「セッション数（訪問回数）」	乙
SNSフォロワー数	関心度	「月末時点の総フォロワー数（絶対数）」と、「月間純増数・月間増減率」	乙
SNSリーチ数	認知度	インプレッション（同じ人が何度見てもカウントされる延べ表示回数）ではなく、「投稿を見たユニークなアカウント（ユーザー）の数」と定義。	乙
来店きっかけ	プロモーションの効果	「サイト訪問やSNSリーチが、実際に来店に繋がっているのか」という因果関係を月次で分析	乙
利用シーン	ニーズの把握	子育てのどのような場面でCOやねが使われているのか、潜在ニーズを確認	乙

施設概要書

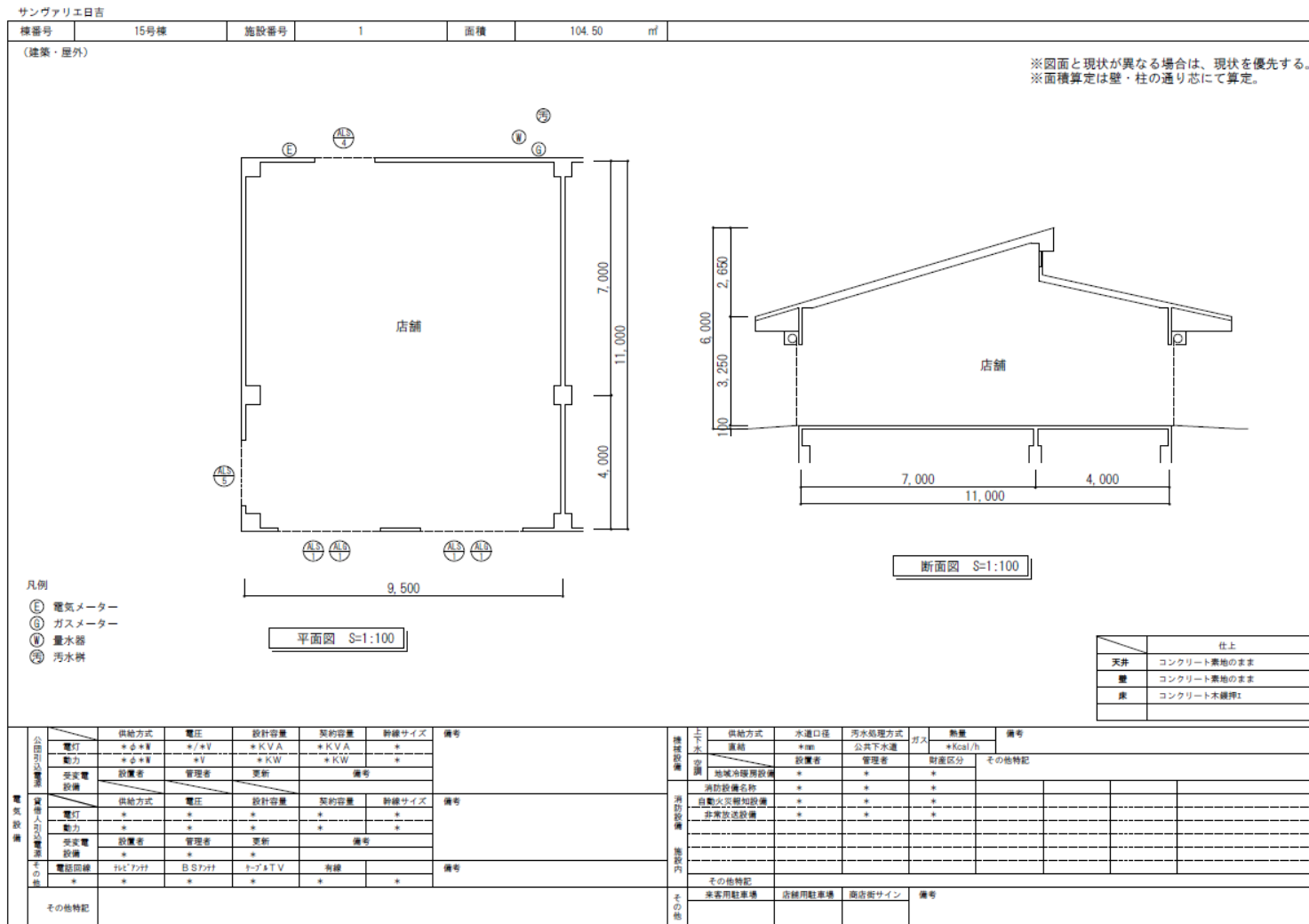
【位置図】



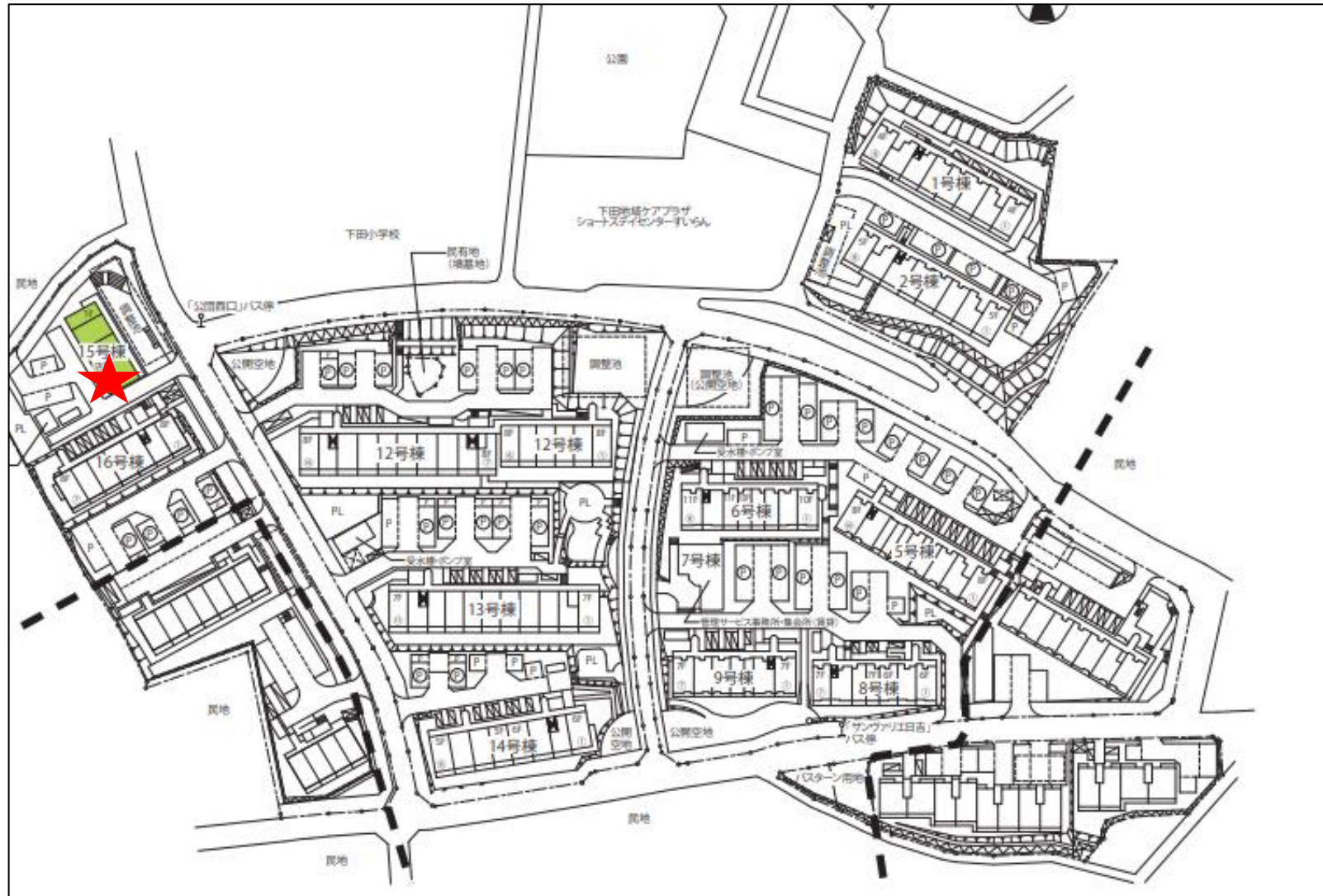
サンヴァリエ日吉
15号棟 施設番号1
104.5 m²

【対象施設図面】 ※インフラの容量等は現地で確認すること。

※一部既存内部造作あり。詳細は担当者と立会の上確認すること。



【団地内配置図】



地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 基本協定書（案）

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）及び●●株式会社●●（以下「乙」という。）は、「地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証」（以下「本実証」という。）について協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙とが、本実証を実施するための基本事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定における用語の定義は、別紙1のとおりとする。

（本実証の実施等）

第3条 本実証は、次の各号に掲げる事項により構成される。

- 一 モデル事業構築（事業企画、内装設計、内装工事、評価指標の設定及び効果検証）
 - 二 前号で構築した事業モデルの試行実施としての施設運営
- 2 前項第1号に定めるモデル事業構築は甲及び乙が共同で行うものとし、第2号に定める試行実施としての施設運営は乙が実施するものとする。
- 3 甲及び乙は、本協定、本協定第7条に定める確認書、本実証の企画提案募集要領、本実証の公募において乙が提出した参加表明書及び企画提案書に基づき、本実証を円滑に行うこととする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和●年●月●日（本協定締結日）から令和12年3月31日までとする。ただし、第14条から第17条まで及び第20条から第22条までの規定については、前項の期間終了後もなお効力を有するものとする。

（役割分担）

第5条 本実証における甲の役割は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 乙が策定した事業企画の検討及び助言
- 二 内装設計及び内装工事の実施
- 三 評価指標の設定及び効果検証の実施
- 四 実施場所の乙への提供

- 五 本実証に必要な費用の一部負担
 - 六 関係機関及び地域との調整支援
 - 七 モデル事業構築成果の取りまとめ
 - 八 本実証終了後の事業継続可否の判断
- 2 本実証における乙の役割は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 事業企画案の策定
 - 二 甲が行う評価指標設定及び効果検証への協力
 - 三 施設運営の詳細実施計画の作成及び実施
 - 四 施設運営実績の甲への報告

(推進会議)

第6条 甲及び乙は、次の各号に掲げる内容について協議及び合意形成を行うため、CO やね推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

- 一 事業企画
- 二 内装設計及び内装工事
- 三 評価指標及び効果検証
- 四 本協定に基づき甲が費用を負担する事項
- 五 その他甲及び乙が必要と認める事項

(施設の使用)

第7条 甲は、第3条第1項第2号に定める施設運営を乙が行うに当たり、甲の施設等を乙に無償で使用させることとする。この場合における施設等の使用については、甲乙間で別途交換する「地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証の内装及び施設等の使用に関する確認書」（以下「確認書」という。）に従うものとする。

(サービスの開始)

第8条 本実証において、サービス提供開始の時期は令和9年4月を予定するものとし、具体的な日付については、乙は甲の承認を得て設定するものとする。

(内装設計及び内装工事)

第9条 甲は、施設等の内装設計及び内装工事を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の内装設計及び内装工事に係る専門業者の選定、発注手続その他これに付随する業務について、甲から別途委託を受けて実施するものとする。
- 3 前二項に定める業務の具体的な内容は、別途締結する委託契約に従うものとする。

(施設運営)

第 10 条 乙は、推進会議において決定した事業企画に基づき施設運営を自らの責任と負担において実施するものとする。

2 乙は、前項の実施に当たっては、その詳細実施計画を甲に届け出るものとする。ただし、詳細実施計画が事業企画の趣旨に合致しない内容の場合は、甲は、乙に対し、是正を求めることができる。

3 乙は、施設運営の運営実績を月ごとに甲に報告するものとする。

(費用負担)

第 11 条 甲及び乙は、本実証の推進のため必要な費用をそれぞれ負担しなければならない。

2 甲及び乙の費用負担区分は別記 1 のとおりとする。この場合において、甲の費用負担金額は、別記 1 に定める上限金額を限度とし、その限りにおいて甲は乙に対し必要な費用を支払うことができる。

3 事業企画の変更、災害等不可抗力による事由、その他甲の判断により上限金額を超える費用が生じた場合であって、推進会議において協議し、甲が必要と認めたときは、甲は、当該超過分について別途必要な措置を講ずることができる。

4 甲及び乙は、費用負担の内容、金額及び支払時期を定めるため、別途、甲乙間で書面を取り交わすものとする。

(評価)

第 12 条 甲及び乙は、モデル事業構築における評価指標及び KPI を推進会議において設定する。

2 乙は、甲の指定する時期に甲に対して前項に定める評価指標及び KPI の測定結果の報告を行う。

3 評価対象期間は、サービス提供開始から令和 11 年度第一四半期末(予定)までとする。この場合において、評価対象期間を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、新たな期間を決定するものとする。

(事業継続)

第 13 条 甲は、乙に対し、本実証の効果検証結果を踏まえて本実証終了後における事業の継続可否を判断し、その結果を第 4 条に定める本協定期間の満了日の 3 か月前までに通知する。

2 前項の場合において、甲が乙の本実証終了後の事業の継続を認めるときは、甲及び乙は、事業を継続するためのサービス内容、役割、財産の取扱いその他の条件(以下「継続条件」という。)を協議する。

3 前項の場合において甲乙間で継続条件について合意したときは、乙は、甲の制度に基づいて別途甲と契約等を締結し、事業を継続することができる。

- 4 第1項の場合において、甲が乙の本実証終了後の事業の継続を認めないとき又は第2項の場合において、継続条件について合意できないときは、第4条に定める協定期間の満了日をもって本協定は失効する。

(事業の引継ぎ)

第14条 前条の規定に基づき乙が事業を継続しないこととなった場合において、施設等における乙の施設運営の承継を希望する第三者であって、甲が承継を認めた者（以下「承継者」という。）が存在するときは、乙は事業引継書を作成し、承継者へ引き継ぐものとする。

(モデル構築成果及びノウハウの取扱い)

- 第15条 甲及び乙は、本実証に関連して作成された成果物及び本実証を通じて得られたノウハウ（以下「成果物等」という。）について、相互に共有するものとする。
- 2 前項の成果物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の規定に定める権利を含む。）は、甲及び乙に等分に帰属するものとする。
- 3 甲及び乙は、成果物等について、本実証と同種若しくは類似の事業への活用又は第三者への提供その他必要な範囲において無償で使用できるものとする。ただし、乙が成果物等を第三者へ提供し、又は著作権の使用を許諾する場合には、甲の承諾を得るものとする。

(著作者人格権)

第16条 乙は、前条に基づく成果物の利用に関し、甲及び甲の指定する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

(名称等の使用)

- 第17条 乙は、「COやね」の名称及びロゴ（以下「本ブランド」という。）について、本実証の実施の範囲内に限り、かつ、甲が管理する賃貸住宅における事業展開に限り、甲の事前の許諾を得て使用することができる。
- 2 甲は、乙による本ブランドの使用が不適切であると認めた場合には、その使用の中止又は是正を求めることができるものとし、乙が甲からの求めに従わない場合、甲は乙に対する本ブランドの使用の許諾を取り消すことができるものとする。
- 3 本条の規定は、本ブランドの使用を許諾するものであって、本ブランドに係る権利を乙に移転するものではない。
- 4 甲及び乙は、互いの承諾なく、本ブランドを商標その他の知的財産として申請することができない。

(協定の解除)

- 第18条 甲は、本実証が終了するまでの間、必要があるときは、本協定を解除することができる。この場合において、乙に損害を及ぼしたときは、甲は、その損害を賠償するものとし、損害額については、甲乙協議して定める。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本協定の全部又は一部を解除することができる。
- 一 甲の承諾を得ずに、又は虚偽の申請により甲の承諾を得て、本協定を第三者に承継させたとき。
- 二 正当な理由なく、本実証に着手すべき期日を過ぎても本実証に着手しないとき。
- 三 前各号のほか、本協定及び本協定に基づく契約等に違反したとき。
- 3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに本協定の全部又は一部を解除することができる。
- 一 虚偽の報告、重大な不正行為、その他本実証の遂行に著しい支障を与える行為があった場合
- 二 乙の都合により、事業遂行が著しく遅延し、本協定の目的達成が困難であると認められる場合
- 三 破産、民事再生、会社更生、特別清算、企業担保権実行開始等の申立てがあったとき又は営業継続が困難となった場合
- 四 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。
- 五 乙が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき

六 その他本協定継続が困難である重大な事由が生じた場合

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由により本協定の履行が不能又は著しく困難となった場合を除き、本協定を解除することができない。

5 乙は、第2項又は第3項の規定に基づき本協定が解除されたときは、本協定解除時点までの実施 状況について甲に報告し、必要な資料を提出しなければならない。この場合における設備、資産、内装等の取扱いについては、確認書の規定によるものとする。

(甲への通知等)

第19条 次の各号の一に該当するときは、乙は、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

一 乙が住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

二 乙が解散したとき。

三 乙が強制執行、仮差押え、仮処分又は競売の申立てを受けたとき。

四 乙に対して再生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）、破産の申立て（自己申立てを含む。）、特別清算開始の申立て（自己申立てを含む。）又は更生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。

(個人情報)

第20条 乙は、甲から取得した個人情報に関し、本実証の実施上必要な範囲内での使用に限定するものとする。この場合において、個人情報等の取扱いについては、別途締結する個人情報等の保護に関する特約条項に定めるとおりとする。

(秘密保持)

第 21 条 甲及び乙は、本実証の履行上知り得た秘密情報を第三者へ漏らしてはならない。
ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令に基づく開示及び提供による場合は、この限りでない。

2 前項の規定のほか、秘密保持における取決めは別途締結する秘密保持に関する確約書に定めるとおりとする。

(管轄裁判所)

第 22 条 本協定に関する紛争は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 23 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議により定める。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

甲 独立行政法人都市再生機構 本社

総務部長 田原 浩幸

乙 ●●共同企業体

代表者

代表取締役

構成員

代表取締役

別記1 (甲乙の費用負担区分)

区分	内容	甲の負担	乙の負担
本実証にかかる費用	第3条第1号及び第2号のうち、甲が必要と認める費用	74,000千円を上限とする。	左記超過分

別紙1 用語の定義

●内装設計

本実証における試行実施をするための内装設計

●内装工事

本実証における試行実施をするための内装工事（什器等動産の備え付け及び工事監理を含む。）

●評価指標

本実証を評価する指標。事業継続を判断するための要素となる。

●効果検証

評価指標をもとに設定した KPI を計測すること。

●サービス提供 開始

実施場所（施設）にて事業企画に基づき作成した詳細実施計画のサービスを提供開始すること。

●サービス提供期間

サービスを提供開始し終了するまでの期間

●事業企画

モデル事業構築のための事業の大枠、ビジネスモデル、戦略立案など仮説を構築するための企画

●詳細実施計画

事業企画に基づき作成する、試行実施に当たっての詳細の計画

●施設等

実施予定場所である施設、集会所及び屋外空間など団地内共用部をいう。

●自由提案内容

公募時に提示する募集要項別紙1 実施条件書1.（1）事業企画に記載する必須事業以外に乙が提案したサービス提供内容

地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証の内装及び施設等の使用に関する
確認書（案）

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）及び●●（以下「乙」という。）は、甲及び乙が令和●年●月●日付けで締結した「地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 基本協定」（以下「協定」という。）に基づき、次のとおり施設等の管理運営等に関する確認書（以下「本確認書」という。）を交換する。

（目的）

第1条 本確認書は、協定に基づき甲乙が実施する「地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証」（以下「本実証」という。）に関し、協定に基づき甲乙間で締結する各契約（以下「契約」という。）を履行するに当たり、乙が施設等の管理運営等を行うための条件を定めることを目的とする。

（総則）

第2条 甲は、前条の目的を達成するために、別添1「施設概要書」に示す施設（以下「本件施設」という。）及び別添2「既存内部造作リスト」に示す本確認書交換時点における本件施設内の残置物（以下「既存内部造作」という。）を、乙に対し、本確認書に定める条件に従い無償で使用させるものとする。

2 乙は、本件施設において、本実証の企画提案募集要領、本実証の公募において乙が提出した参加表明書及び企画提案書に基づいた内容以外の用途で使用してはならない。

3 甲は、乙に対し、本事業の遂行に必要な範囲において、本団地内の共用部分（団地内屋外空間、集会所その他付随する施設をいう。以下「共用部分」という。）を使用することを認めるものとする。この場合において、共用部分の使用範囲及び使用方法については、第6条4項に基づき定めるものとし、本確認書に添付するものとする。

4 乙は、前項の使用に当たっては、甲が別途指示するところに従わなければならない。

（有効期間）

第3条 本確認書の有効期間は、協定第4条に定める有効期間と同じとする。

2 前項に定める有効期間を、乙の本件施設の使用可能期間とする。

(営業可能時間)

第4条 本件施設の営業可能時間は、原則、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除き、次の各号に掲げるとおりとし、詳細は甲乙協議の上、決定する。

- 一 平日：午前7時から午後10時まで
- 二 土日祝日：午前7時から午後10時まで

2 前項の規定にかかわらず、乙は、乙がイベント等の設営、撤去等を行う場合において、甲の許可を得たときは、甲の指示に従うことを条件に、本件施設を前項の使用可能時間外に使用することができる。

(本件施設の管理責任者)

第5条 乙は、本件施設の運営開始までに、本件施設の管理責任者を甲に通知するものとする。

(有効期間中における本件施設及び共用部分の使用上の遵守事項)

第6条 乙は、本件施設及び共用部分の使用方法等に関する甲の注意に従って、善良な管理者の注意をもって本件施設及び共用部分を使用しなければならない。

- 2 乙は、本件施設及び共用部分の使用に当たり、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令に従い、必要な措置を行うものとする。
- 3 乙は、前項の規定により行政機関に申請、届出その他必要な措置を実施したときは、申請書類一式、届出書類一式その他甲が定める書類の写しを甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、甲と協議の上、共用部分の使用範囲、使用方法等を決定するものとする。この場合において、決定した使用範囲、使用方法等は、本確認書に添付するものとする。
- 5 乙は、清掃等衛生上必要な設備及び措置を講じるものとする。
- 6 乙は、乙の本件施設の使用により生じたごみ、廃棄物等の処理については、関係法令に基づき、乙の責任と負担において実施するものとする。
- 7 乙は、施設運営又はイベント実施に関し、必要に応じて、周辺住民等に対する説明を行い、理解を得られるよう努めるとともに、騒音、振動、臭気等による悪影響が生じないように、対策を講じるものとする。この場合において、イベントの実施に当たっては、乙は、その実施前に当該説明等を行うものとする。
- 8 乙は、共用部分の使用に伴い集合した居住者等が、甲の財産を破損した場合には、それを原状に回復し、又は当該原状回復に要する費用を甲に支払うものとする。
- 9 乙は、別添3「てんぼのしおり」その他甲の定める規則、注意事項等を遵守しなければならない。

(内装等の設計及び工事の契約)

第7条 本件施設の運営に当たって必要な内装、什器等動産（以下「内装等」という。）の設計及び工事については、協定第9条第3項に基づき別に締結する委託契約に定めるところによるものとする。

(内装等の帰属及び使用)

第8条 協定第11条第2項に定める費用負担区分によらず、乙が発注し、又は整備した内装等の所有権は、甲に帰属するものとする。ただし、甲乙協議の上、合意した場合はこの限りでない。

2 甲及び乙は、別途締結する「令和8年度地域で子育てシェア「COやね」モデル実証事業 内装工事に係る発注委託契約」第6条に規定する内装及び什器等動産のリストに基づき、内装等を管理するものとする。

3 確認書の有効期間内においては、甲乙の財産区分にかかわらず、乙は善良な管理者の注意をもって内装等を使用するものとする。

(協定期間中の修繕等)

第9条 確認書の有効期間内における本件施設の躯体、構造部分、既存内部造作又は甲の所有する内装等の取換え、修理等及び点検・整備（以下「修繕等」という。）の実施者及び費用負担者の区分については、別添4及び5のとおりとする。ただし、甲乙協議の上、合意した場合はこれによらない定めとすることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、協定期間中に乙の責めに帰すべき事由により、本件施設の躯体、構造部分、既存内部造作又は甲の所有する内装等を汚損し、破損し、若しくは滅失したとき又は甲に無断で本件施設の原状を変更（増築、改築及び躯体等の改造を含む。）したときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

3 前項にかかる費用は乙が負担するものとする。

(実施内容の届出)

第10条 本件施設の運営や共用部分の使用に当たって、乙は、毎月の運営スケジュール、イベント計画等の実施内容を原則として前月末までに甲に届け出るものとする。

2 前項の場合において、甲への届出以外に必要な申請手続きがあるときは、乙の責任においてこれを行うこととする。

3 第1項において、届出の内容が事業企画の趣旨にそぐわない内容の場合、甲は乙に対して是正を求めることができるものとする。

(運営時における保険の加入)

第 11 条 乙は、施設又は共用部分でのサービス提供及びイベント実施に当たり、サービス提供及びイベント実施における甲及び第三者の損害を十分に補填できる保険金が支払われる保険を付保するものとする。

(本件施設の明渡し)

第 12 条 乙は、協定第 18 条の規定により協定が解除されたときは甲が指定する期日までに、協定第 13 条第 4 項の規定により事業が継続されないときは協定第 4 条に定める有効期間の満了日までに、本件施設を明け渡し、甲に返還するものとする。

2 協定が解除された場合又は有効期間が満了し乙が事業継続を行わない場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本件施設の損耗及び経年変化を除き、本件施設の躯体及び構造部分並びに既存内部造作及び甲の所有する内装等のうち、第 14 条に基づく撤去工事を行わないものを、乙の負担により原状に回復（以下「返還時の原状回復」という。）しなければならない。

3 前項に規定する返還時の原状回復について、甲は、乙が、返還時の原状回復を完了せず、又は完了する見込みがないと認めたときは、乙に代わってこれを行うことができるものとし、乙は、その費用を甲の定める方法により甲に支払うものとする。

4 第 1 項の場合において、乙が甲の指定する期日又は有効期間の満了日（以下これらを「明渡日」という。）までに本件施設を明け渡さないときは、乙は、明渡日の翌日から起算して実際の明渡しの日まで（以下「不法使用期間」という。）の本件施設の本来賃貸料等相当額として甲が別途定める金額の 1.5 倍の金額を、甲に支払わなければならない。

5 第 9 条、本条第 2 項及び第 3 項並びに第 14 条の規定は、乙の不法使用期間中にこれを準用するものとする。

(有効期間満了後に乙が事業継続する場合の内装等の取扱い)

第 13 条 有効期間満了後に乙が事業継続する場合における、内装等の財産区分、管理区分等については、甲乙協議の上、再度定めることとする。

2 前項の場合において、甲乙間の個別協議により合意したときは、乙は、内装等の一部又は全部を存置できるものとし、存置する場合は、存置する内装等のリストを作成の上、甲に引き渡すものとする。

(撤去工事等)

第 14 条 本確認書第 12 条に規定する本件施設の明渡しにおいて、甲が内装等及び既存内部造作の撤去を要すると判断した場合には、乙が本件施設を甲に返還するときに内装等及び既存内部造作

の撤去工事（以下「撤去工事」という。）を実施するものとする。

- 2 甲及び乙は、撤去工事前に、現地で事前に立合いの上、撤去工事の範囲等を確認するものとする。
- 3 乙は、撤去工事を実施するに当たっては、甲が提示する撤去工事に関する留意事項、チェックリスト、手順等に従うものとする。
- 4 乙は、撤去工事の実施後は、甲が指定する様式により甲に報告するものとする。
- 5 撤去工事に係る費用は原則として甲が負担するものとし、その金額は協定第6条に定める推進会議にて、甲乙協議の上、合意した額とする。この場合において、撤去工事に係る費用は、協定別記1に示す甲の費用負担上限額の対象外とする。
- 6 その他詳細については、「てんぼのしおり」における原状回復に関する規定を参照とすること。

（有益費等償還請求権の放棄）

第15条 乙は、乙の費用負担により本実証の実施のために本件施設又はその内装等に支出した有益費、必要費その他これに類する費用について、理由のいかんを問わず、民法（明治29年法律第89号）第608条その他法令に基づく償還請求権を含む一切の償還請求権を有しないものとし、これを甲に対して行使しないものとする。

（造作買取請求権の放棄）

第16条 乙は、協定又は協定に基づき締結される各契約に関連して、乙の費用負担により本実証の実施のために本件施設に設置した造作、設備その他一切の附属物について、借地借家法（平成3年法律第90号）第33条その他法令に基づく造作買取請求権を含む一切の買取請求権を有しないものとし、これを甲に対して行使しないものとする。

（損害賠償）

第17条 本件施設の躯体、構造部分、既存内部造作又は内装等を原因として、甲又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じたときは、それが甲の責めに帰すべき事由である場合を除き、乙が自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

- 2 乙による本件施設及び共用部分の使用を原因として、甲又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じたときは、それが甲の責めに帰すべき事由である場合を除き、乙が自己の費用と責任においてこれを解決するものとする。

（協議）

第18条 本確認書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲乙協議により定める。

令和8年 月 日

甲 住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

氏名 独立行政法人都市再生機構 本社

総務部長 田原 浩幸 印

乙 住所

氏名

施設概要書

【位置図】



サンヴァリエ日吉
15号棟 施設番号1
104.5 m²

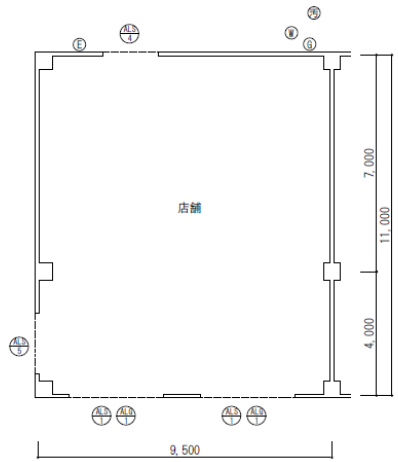
【区画図】

サンワリエ日吉

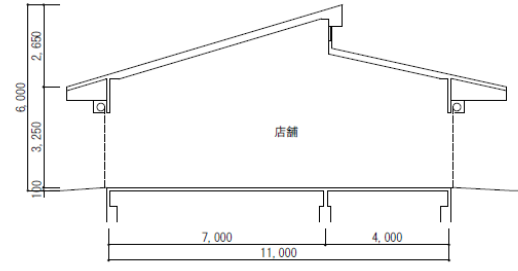
棟番号	15号棟	施設番号	1	面積	104.50 ㎡
-----	------	------	---	----	----------

(建築・屋外)

※図面と現状が異なる場合は、現状を優先する。
※面積算定は壁・柱の通り芯にて算定。



平面図 S=1:100



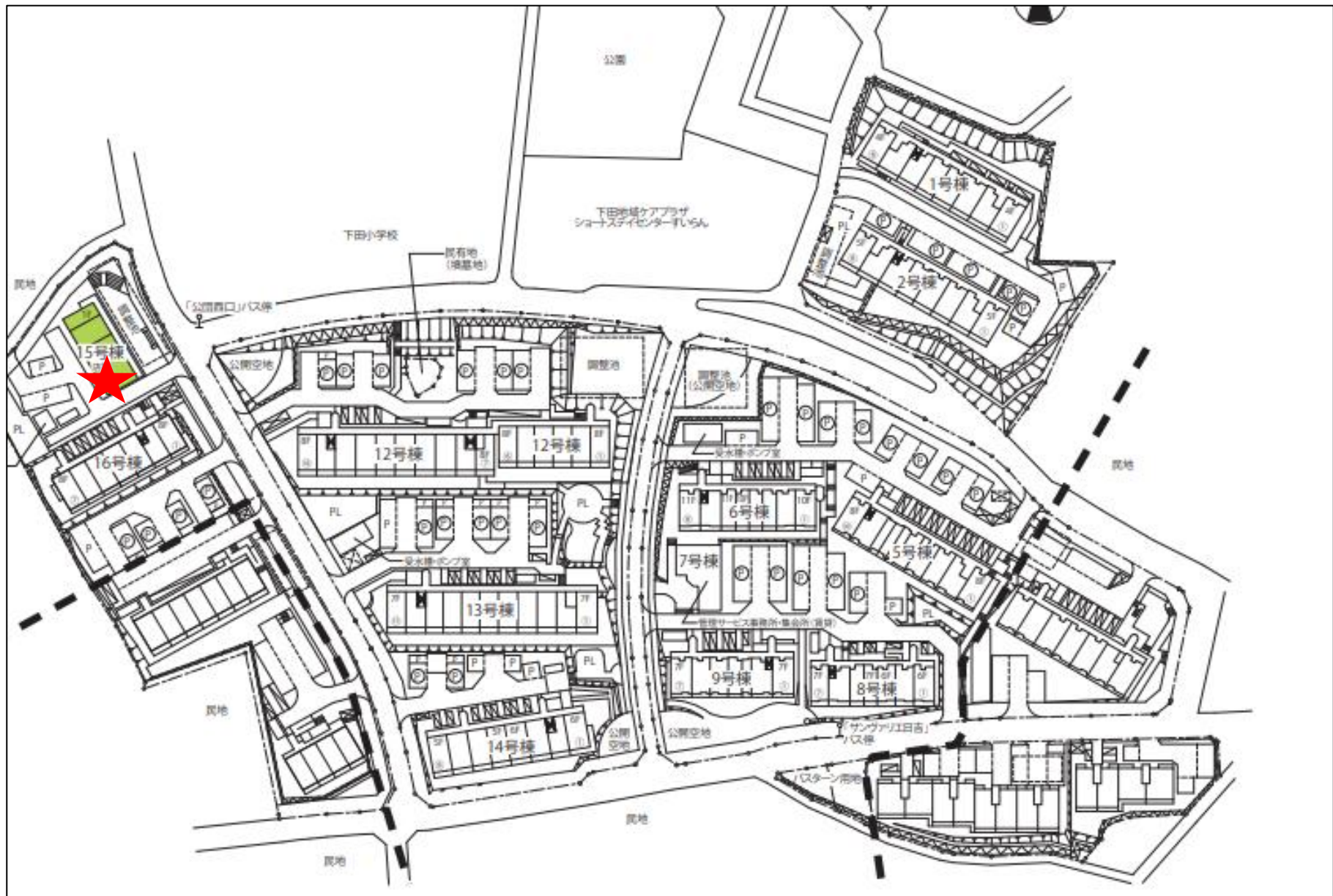
断面図 S=1:100

- 凡例
- ⓔ 電気メーター
 - ⓓ ガスメーター
 - Ⓢ 量水器
 - Ⓣ 汚水栓

	仕上
天井	コンクリート躯体のまま
壁	コンクリート躯体のまま
床	コンクリート本舗打

電気設備	供給方式	電圧	設計容量	契約容量	幹線サイズ	備考	上下水	供給方式	水道口径	汚水処理方式	ガス	熱源	備考
電力	*ふ*線	*V	*KVA	*KVA	*		排水	*φ	公営下水道	*KGF			
電力	*ふ*線	*V	*KW	*KW	*		ガス		設置者				
給電設備	設置者	管理者	更新		備考		地域冷暖房設備	*	*	*			
消防設備							消防設備名称	*	*	*			
電力	供給方式	電圧	設計容量	契約容量	幹線サイズ	備考	防犯カメラ監視設備	*	*	*			
電力	*	*	*	*	*		防犯防犯設備	*	*	*			
給電設備	設置者	管理者	更新		備考								
電圧設備	供給方式	電圧	設計容量	契約容量	幹線サイズ	備考							
	*V	*V	*KW	*KW	*								
	設置者	管理者	更新		備考								
その他特記							その他特記						
							非常用駐車場	店舗用駐車場	商店街サイン				備考

団地配置図



既存内部造作リスト

本件施設については、躯体に加え内部造作が一部存在する。以下のリストにおいて、実証開始時点で甲から乙に引き渡す既存内部造作を示す。

内部造作	詳細	備考
	事業者特定後に最終的なリストを提示予定	

てんぽのしおり

募集要領4（2）において配布

【内装の設計・工事・修繕】

本件施設の内装設計、内装工事及び内装等の修繕について、下表のとおり実施者及び費用負担の区分を定める。ただし、甲の費用負担は推進会議で合意した金額、かつ、協定別記に示す甲の費用負担上限額の範囲内とする。

	実施者	費用負担
内装設計(既存内部造作の改変に係る設計も含む。)	乙	一部甲 (甲の負担額を超えるものは乙)
内装工事(既存内部造作の改変も含む。)	乙	一部甲 (甲の負担額を超えるものは乙)
内装等修繕(既存内部造作の改変も含む。)	乙	別添5参照

【修繕等区分】

本件施設の修繕等（※）についての費用負担区分は下表のとおり。ただし、甲の費用負担は推進会議で合意した金額、かつ、協定別記に示す甲の費用負担上限額の範囲内とする。

※修繕等に含まれる取り換え、修理等及び点検整理の定義は以下のとおりとする。

・取り換え：耐用年数満了による更新（主要な部分の更新を含む。）。ただし、耐用年数満了後であっても、通常考えられる補修等を行うことにより、造作・設備等本来の用途・用法で現に通常予定されている効果を上げることができると甲及び乙が認めた場合を除く。

・修理等：劣化した部位・部材又は機器の性能を実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、点検・整備の範囲に含まれる定期的な小部分の取換え等は除く。

・点検・整備：既存対象物の機能状態や消耗の程度等をあらかじめ定められた手順により調べること及びそれに伴う整備・調整等（日常的な手入れ（簡単な手入れ、ビス・ネジ締め、油差し、清掃等）を含む。）。

修繕等区分		実施者	費用負担者
建築工事	床	コンクリート金ゴテ押さえまで	甲
		既存内部造作	乙
		上記以降の工事のうち、乙が実施したもの	乙
	柱・梁	コンクリート素地まで	甲
		既存内部造作	乙
		上記以降の工事のうち、乙が実施したもの	乙
	専用境界壁	コンクリート素地まで	甲
		既存内部造作	乙
		上記以降の工事のうち、乙が実施したもの	乙
	専用境界建具	外廻り建具(乙が設置したものを除く。)、シャッターまで	甲
		既存内部造作	乙
		上記以降の工事のうち、乙が実施したもの	乙
	天井	コンクリート素地まで	甲
		既存内部造作	乙
		上記以降の工事のうち、乙が実施したもの	乙
	内装造作・建具	既存内部造作	乙
		乙が造作したもの	乙
	個別サイン	全工事	乙
総合サイン	全工事	乙	
電気設備工事	電灯	屋外1次側配線まで	甲
		whメーター以降全工事	乙
	動力	屋外1次側配線まで	甲
		whメーター以降全工事	乙
	電話	端子箱まで(空配管)	甲
		上記以降全工事	乙
	テレビ共聴	端子箱まで(空配管)	甲
		上記以降全工事	乙
	インターホン設備	全工事	乙
	動画配信カメラ用設備	全工事	乙
監視カメラ設備	全工事	乙	
機械設備工事	冷暖房設備	全工事	乙
	ガス設備	1次側配管まで	甲
		メーター以降全工事	乙
	一般給排気設備	全工事	乙
	給水設備	区画内への配管立上まで(1系統)	甲
		上記以降全工事	乙
排水設備	区画内への配管立上まで(1系統)	甲	

		上記以降全工事	乙	乙
防災設備工事	排煙設備	全工事	乙	乙
	自動火災報知設備	全工事	乙	乙
	非常放送	全工事	乙	乙
	非常照明誘導灯	全工事	乙	乙
	ガス漏警報設備	全工事	乙	乙
	消火器	全工事	乙	乙

※ただし、上記によらない修繕等の必要性が生じた場合は、甲は速やかにその旨を乙に通知するものとし、その方法、費用負担等については甲乙協議の上、定めるものとする。

令和 8 年度地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 事業企画等
業務委託契約書（案）

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と、●●●（以下「乙」という。）とは、令和●年●月●日付けで甲乙間で締結した「地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 基本協定」に基づき、甲と乙とが共同して「CO やね」モデル事業実証を行うことを目的とし、以下のとおり令和 8 年度 CO やねモデル事業実証事業企画等業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- 1 実施の名称 令和 8 年度 CO やねモデル事業実証事業企画等
- 2 履行場所
- 3 履行期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 委託料金 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
- 5 支払条件 別紙 1 の支払予定表のとおり

上記の実施内容について、甲乙は、次の条項により令和 8 年度 CO やねモデル事業実証事業企画等業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1

氏 名 独立行政法人都市再生機構 本社
総務部長 田原 浩幸 印

乙 住 所

氏 名 印

(総則)

第1条 甲及び乙は、頭書の令和8年度COやねモデル事業実証事業企画等業務委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、実施内容書等（本契約書別紙実施内容書及び募集要領に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、これを履行しなければならない。

2 乙は、実施内容を頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(乙の委託)

第3条 乙は、本実証の実施に当たり、その責任において、役割の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができるものとする。

2 乙は、前項に基づき第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。ただし、本実証の実施上軽微な業務については、この限りでない。

3 乙は、本実証における事業企画、その他本実証の主たる部分については、自らこれを実施し、第三者に一括して委任し、又は請け負わせてはならない。

4 乙は、第1項に基づき第三者に委任し、又は請け負わせた場合であっても、当該第三者の行為について一切の責任を負うものとする。

(実施内容書の変更)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、実施内容書の変更内容を乙に通知し、実施内容書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は委託料を変更することができ、それにより必要な費用を甲が負担しなければならない。

2 前項の履行期間又は委託料の変更については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(履行確認)

第5条 乙は、「委託料支払予定表」に記載の支払時期になった際は、遅滞なく、実施報告を行うこととする。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、その日から起算して14日以内に実施内容等の完了を確認しなければならない。

3 乙は、報告内容に不備があるときは、遅滞なく実施報告を修補し、甲に対し再度提出して確認を受けなければならない。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条に規定する甲から履行確認を受けたときは、別紙2支払予定表に基づき、書面をもって委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求書を受理した日か

ら30日以内に支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の履行に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由による場合の損害については、甲が負担するものとし、その額は、甲と乙とが協議して定める。

(本契約の解除)

第8条 本契約は、協定が解除された場合は当然に解除されるものとし、甲及び乙は、それ以外の事由により本契約を解除することができない。

(管轄裁判所)

第9条 この契約及びこの契約に関連して甲と乙との間において締結された契約、覚書等に関して、甲と乙との間に紛争を生じたときは、頭書の甲の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(適用法令)

第10条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(補則)

第11条 この契約においては、民法(明治29年法律第89号)第649条、第650条及び第651条の規定は適用しないものとする。

(契約外の事項)

第12条 この契約について定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

委託料支払予定表

(単位：千円)

予定回数	履 行 期 間	予定金額
1 回	年 月 日から 年 月 日まで	
2 回	年 月 日まで	
3 回	年 月 日まで	
4 回	年 月 日まで	
5 回	年 月 日まで	
6 回	年 月 日まで	
7 回	年 月 日まで	
8 回	年 月 日まで	
9 回	年 月 日まで	
10回	年 月 日まで	
11回	年 月 日まで	
12回	年 月 日まで	
計		

※ 各回の金額は、千円未満切捨てとする。

実施内容書（契約締結直前の推進会議にて決定）

令和 8 年度地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 内装設計に係る発注委託契約書（案）

独立行政法人都市再生機構を甲とし、●●を乙として、甲乙間において、令和●年●月●日付けで締結した「地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証基本協定」（以下「協定」という。）及び同日付けで締結した「地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証の内装及び施設等の使用に関する確認書」（以下「確認書」という。）に基づき、甲乙間で次のとおり発注委託契約を締結する。

（総則）

- 第 1 条 本契約は、協定第 5 条に定める甲乙の役割分担に基づき、確認書別添 1 「施設概要書」に示す施設（以下「本件施設」という。）の内装設計（以下「内装設計」という。）に関し、確認書及び実施内容書等（別添実施内容書及び募集要領に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、甲による内装設計の実施に伴い必要となる専門業者（以下「設計事務所等」という。）への発注及び当該設計事務所等との契約締結に関する事務（以下「発注等事務」という。）を甲が乙に委託することを目的とする。
- 2 本契約の履行期間は、本契約締結の日から令 8 年 12 月 31 日までとする。
- 3 乙が本契約に基づき発注等事務をすべき内装設計の内容は、別紙に定めるとおりとする。
- 4 内装設計の内容を変更する必要があるときは、協定第 6 条に定める推進会議にて甲乙協議し、必要な措置を講ずるものとする。

（乙の注意義務）

- 第 2 条 乙は、発注等事務を、本契約に従い、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。
- 2 乙は、本件設計に関し、第三者から損害賠償等の請求があった場合には、それが甲の責めに帰すべき事由である場合を除き、乙の責任と費用負担においてその解決にあたるものとする。ただし、天災地変等甲及び乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

（乙による報告）

- 第 3 条 乙は、発注等事務に関し、甲からの請求に応じ、いつでも発注等事務の状況を報告し、発注等事務により内装設計が完了したときは、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。
- 2 乙は、発注等事務により内装設計を開始するときは、甲が別途指示する期間内に、内装設計の実施に関する責任者を甲に通知するものとする。

3 乙は、内装設計が完了したときは、内装設計の目的物について甲の検査を受けなければならない。この場合において、甲は、内装設計の目的物に不備があるときは、乙に対し、設計事務所等にこれを是正させるよう指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(引渡し)

第4条 乙は、前項に定める甲の検査に合格したときは、内装設計の目的物を甲に引き渡すものとする。

2 乙は、前項の引渡しと同時に、乙と設計事務所等との間で締結した契約のうち契約不適合責任に基づき乙に生じる権利を、甲に対し譲渡する。

(発注等事務の費用の償還)

第5条 発注等事務の処理に当たって、設計事務所等への設計費の支払は、乙が行うものとする。

2 前項の規定に基づき乙が支出した設計費に関し、乙は、前条の引渡しの後、設計事務所等からの請求書の写しを甲に提出した上で、当該費用の償還を甲に請求することができるものとし、甲は、乙から請求があった日から起算して30日以内に乙の指定する方法により支払うものとする。

3 前項の規定に基づき甲が乙に支払う費用償還の額は、協定第6条に定める推進会議にて甲乙協議の上、合意した別記1に記載する額とする。この場合において、設計費が別記1に定める金額を超える可能性が生じた場合には、協定第6条に定める推進会議にて甲乙協議の上、別途必要な措置を講ずるものとする。

4 発注等事務に関し、乙が設計事務所等へ設計費の前払いをする必要があるときは、乙は、設計事務所等からの請求書の写しを甲に提出した上で、甲から前2項に定める償還予定額の30%を限度として前払いを受けることができるものとし、甲は、乙から請求があった日から起算して30日以内に乙の指定する方法により支払うものとする。

5 前3項の規定に基づく費用償還については、乙が設計事務所等へ設計費を支払った日以後の利息を付さないものとする。

(成果物)

第6条 乙は、この契約の履行によって生ずる報告書類その他の成果(以下「成果物」という。)を取りまとめ、履行期間終了後遅滞なく甲に提出するものとする。

(本契約の解除)

第7条 本契約は、協定が解除された場合は当然に解除されるものとし、甲及び乙は、それ以外の事由により本契約を解除することができない。

(協議)

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年●月●日

甲 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

氏 名 独立行政法人都市再生機構 本社

総務部長 田原 浩幸 印

乙

別記1 本件設計に係る償還予定額

単位：円(税込)

項目	金額	備考
償還予定額	●●	

令和 8 年度地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 内装工事に係る発注委託契約書（案）

独立行政法人都市再生機構を甲とし、●●を乙として、甲乙間において、令和●年●月●日付けで締結した「地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証基本協定」（以下「協定」という。）及び同日付けで締結した「地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証の内装及び施設等の使用に関する確認書」（以下「確認書」という。）に基づき、甲乙間で次のとおり発注委託契約を締結する。

（総則）

- 第 1 条 本契約は、協定第 5 条に定める甲乙の役割分担に基づき、確認書別添 1 「施設概要書」に示す施設（以下「本件施設」という。）の内装工事（什器等動産の備え付け及び工事監理を含む。以下同じ。）に関し、確認書及び実施内容書等（別添実施内容書及び募集要領に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、甲による内装工事の実施に伴い必要となる専門業者（以下「工事業者等」という。）への発注及び当該工事業者等との契約締結に関する事務（以下「発注等事務」という。）を甲が乙に委託することを目的とする。
- 2 本契約の履行期間は、本契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 3 乙が本契約に基づき発注等事務をすべき内装工事の内容は、別紙に定めるとおりとする。
- 4 内装工事の内容を変更する必要があるときは、協定第 6 条に定める推進会議にて甲乙協議し、必要な措置を講ずるものとする。

（乙の注意義務）

- 第 2 条 乙は、発注等事務を、本契約に従い、善良な管理者の注意をもって処理しなければならない。
- 2 乙は、内装工事に関し、第三者から損害賠償等の請求があった場合又は本件施設の躯体、構造部分が汚損、破損、若しくは滅失した場合には、それが甲の責めに帰すべき事由である場合を除き、乙の責任と費用負担においてその解決に当たるものとする。ただし、天災地変等甲及び乙の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

（乙による報告）

- 第 3 条 乙は、発注等事務に関し、甲からの請求に応じ、いつでも発注等事務の状況を報告し、発注等事務により内装工事が完了したときは、遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。

- 2 乙は、発注等事務により内装工事を開始するときは、甲が別途指示する期間内に、内装工事の施工に関する責任者を甲に通知するとともに、甲所定の様式により、施工内容、施工方法、施工期間等について甲に申請し、甲の承諾を得るものとする。
- 3 乙は、内装工事が完了したときは、工事目的物について甲の検査を受けなければならない。この場合において、甲は、工事目的物に不備があるときは、乙に対し、工事業者等にこれを是正させるよう指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

(引渡し)

- 第4条 乙は、前項に定める甲の検査に合格したときは、内装工事の目的物を甲に引き渡すとともに、その所有権を甲に移転させるものとする。
- 2 乙は、前項の引渡し及び所有権の移転と同時に、乙と工事業者等との間で締結した契約のうち契約不適合責任に基づき乙に生じる権利を、甲に対し譲渡する。

(発注等事務の費用の償還)

- 第5条 発注等事務の処理に当たって、工事業者等への工事費等の支払は、乙が行うものとする。
- 2 前項の規定に基づき乙が支出した工事費等に関し、乙は、前条の引渡しの後、工事業者等からの請求書の写しを甲に提出した上で、当該費用の償還を甲に請求することができるものとし、甲は、乙から請求があった日から起算して30日以内に乙の指定する方法により支払うものとする。
 - 3 前項の規定に基づき甲が乙に支払う費用償還の額は、協定第6条に定める推進会議にて甲乙協議の上、合意した別記1に記載する額とする。この場合において、工事費等が別記1に定める金額を超える可能性が生じた場合には、協定第6条に定める推進会議にて甲乙協議の上、別途必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 発注等事務に関し、乙が工事業者等へ工事費等の前払いをする必要があるときは、乙は、工事業者等からの請求書の写しを甲に提出した上で、甲から前2項に定める償還予定額の40%を限度として前払いを受けることができるものとし、甲は、乙から請求があった日から起算して30日以内に乙の指定する方法により支払うものとする。
 - 5 前3項の規定に基づく費用償還については、乙が工事業者等へ工事費等を支払った日以後の利息を付さないものとする。

(成果物)

- 第6条 乙は、この契約の履行によって生ずる報告書類その他の成果（以下「成果物」という。）を取りまとめ、履行期間終了後遅滞なく甲に提出するものとする。

(本契約の解除)

第7条 本契約は、協定が解除された場合は当然に解除されるものとし、甲及び乙は、それ以外の事由により本契約を解除することができない。

(協議)

第8条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年●月●日

甲 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1

氏 名 独立行政法人都市再生機構 本社

総務部長 田原 浩幸 印

乙

別記1 内装工事に係る償還予定額

単位：円(税込)

項目	金額	備考
償還予定額	●●	

令和 9～11年度地域で子育てシェア「COやね」モデル事業実証
効果検証等業務委託契約書（案）

独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）と、●●●（以下「乙」という。）は、令和●年●月●日付けで甲乙間で締結した「地域で子育てシェア「COやね」モデル事業実証 基本協定」に基づき、甲と乙とが共同して「COやね」モデル事業実証を行うことを目的とし、以下のとおり令和 9～11 年度 CO やねモデル事業実証効果検証等業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

- 1 実施の名称 令和 9～11年度COやねモデル事業実証効果検証等
- 2 履行場所
- 3 履行期間 年 月 日から
令和12年 3 月31日まで
- 4 委託料 別紙 1 のとおり
- 5 支払条件 別紙 2 支払予定表のとおり

上記の実施内容について、甲と乙は、次の条項により令和 9～11年度COやねモデル事業実証効果検証等業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 神奈川県横浜市中区本町六丁目 50 番地 1

氏 名 独立行政法人都市再生機構 本社
総務部長 田原 浩幸 印

乙 住 所

氏 名 印

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、頭書の令和9～11年度COやねモデル事業実証効果検証等業務委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、実施内容書等(本契約書別紙実施内容書及び募集要領に係る質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、これを履行しなければならない。
- 2 乙は、実施内容を頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、甲は、その委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(乙の委託)

- 第3条 乙は、本実証の実施に当たり、その責任において、役割の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができるものとする。
- 2 乙は、前項に基づき第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。ただし、本実証の実施上軽微な業務については、この限りでない。
- 3 乙は、本実証における事業企画、施設運営その他本実証の主たる部分については、自らこれを実施し、第三者に一括して委任し、又は請け負わせてはならない。
- 4 乙は、第1項に基づき第三者に委任し、又は請け負わせた場合であっても、当該第三者の行為について一切の責任を負うものとする。

(実施内容書の変更)

- 第4条 甲は、必要があると認めるときは、実施内容書の変更内容を乙に通知し、実施内容書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は委託料を変更することができ、それにより必要な費用を甲が負担しなければならない。
- 2 前項の履行期間又は委託料の変更については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(履行確認)

- 第5条 乙は、「委託料支払予定表」に記載の支払時期になった際は、遅滞なく、実施内容書に基づき、実施報告を行うこととする。
- 2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、その日から起算して14日以内に実施内容等の完了を確認しなければならない。
- 3 乙は、報告内容に不備があるときは、遅滞なく報告内容を再検証の上、

実施報告を訂正し、甲に対し再度提出して確認を受けなければならない。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条に規定する甲からの完了確認を受けたときは、別紙2支払予定表に基づき、書面をもって委託料の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(損害の負担)

第7条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由による場合の損害については、甲が負担するものとし、その額は、甲と乙とが協議して定める。

(本契約の解除)

第8条 本契約は、協定が解除された場合は当然に解除されるものとし、甲及び乙は、それ以外の事由により本契約を解除することができない。

(管轄裁判所)

第9条 この契約及びこの契約に関連して甲と乙との間において締結された契約、覚書等に関して、甲と乙との間に紛争を生じたときは、頭書の甲の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(適用法令)

第10条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関連して発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法（明治29年法律第89号）の規定を適用するものとする。

(補則)

第11条 この契約においては、民法第649条、第650条及び第651条の規定は適用しないものとする。

(契約外の事項)

第12条 この契約について定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定めるものとする。

別紙 1

委託料内訳表

(税込)

項目	金額	備考
効果検証	●●円	
事業企画改善	●●円	
モデル構築に必要な経費	上限金額●●円	

別紙 2

委託料支払予定表

(単位：千円)

予定回数	履 行 期 間	予定金額	備 考
1 回	年 月 日から 年 月 日まで		効果検証 事業企画改善
2 回	年 月 日まで		効果検証 事業企画改善
3 回	年 月 日まで		効果検証 事業企画改善
4 回	年 月 日まで		効果検証 事業企画改善
5 回	年 月 日まで		効果検証 事業企画改善
6 回	年 月 日まで		効果検証 事業企画改善 モデル構築に必要な経費
7 回	年 月 日まで		効果検証 事業企画改善
8 回	年 月 日まで		効果検証 事業企画改善
9 回	年 月 日まで		効果検証 事業企画改善
10回	年 月 日まで		効果検証 事業企画改善
11回	年 月 日まで		効果検証 事業企画改善
12回	年 月 日まで		効果検証 事業企画改善 モデル構築に必要な経費
計			

- 1 備考欄には、日程表に基づく単位実施内容等名を記入する。
- 2 各回の金額は、千円未満切捨てとする。

実施内容書（契約締結直前の推進会議にて決定）

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 本社

総務部長 田原 浩幸 殿

(住所)

(会社名)

(代表者名)

実印

秘密保持に関する確約書

当社は、地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証パートナー公募（以下「本件公募」という。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

(秘密情報)

第1条 この確約書（以下「確約書」という。）における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構から開示される資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料及びその他をいいます。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものとします。

- 一 貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報
- 二 貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報
- 三 当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
- 四 貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報

3 当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

(目的外利用の禁止)

第2条 当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に一切利用しません。

(秘密保持義務)

第3条 当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

2 当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

3 前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。

4 第2項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対し

て、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとし、この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。

5 第2項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。

6 当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときには、これに協力します。

(秘密情報の返還等)

第4条 当社は、第6条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとし、

(事故時の対応)

第5条 当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」という。）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

2 本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

(確約書の有効期間)

第6条 確約書の有効期間は、確約書の差入日から令和12年3月29日までとします。ただし、第4条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も5年間有効に存続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

(損害賠償)

第7条 当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

(反社会的勢力の排除)

第8条 当社は貴機構に対し、その役職員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。

2 当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。

- 一 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- 二 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- 三 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有すること。
- 四 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3 当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

- 一 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- 二 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

4 当社が反社会的勢力若しくは第2項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件検討を中止し、第4条の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。

5 前項の場合、当社は秘密情報を本件検討を含むあらゆる目的で利用しません。

6 前5項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前5項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。

(権利譲渡の禁止)

第9条 当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

(管轄裁判所)

第10条 当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以 上

個人情報等の保護に関する特約条項

発注者及び受注者が令和 年 月 日付けで締結した「地域で子育てシェア「CO やね」モデル事業実証 基本協定書」（以下「本協定」という。）に関し、受注者が、本協定に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、発注者が提供及び受注者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報（独立行政法人の保有する個人情報の保護に関する法律（令和15年法律第59号）第2条第2項に規定する個人情報をいう。）
- 二 発注者の権利権益を侵害するおそれがある情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受注者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び発注者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受注者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、発注者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受注者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本協定が終了し、又は解除された後も同様とする。

（適正な管理のための措置）

第5条 受注者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受注者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本協定の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報等の持出し等の禁止)

第8条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受注者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

(複写等の禁止)

第9条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限等)

第10条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託してはならない。

- 2 受注者は、前項の規定に基づき他に請負わせる場合には、その請負わせる者に対して、本特約条項に規定する受注者の義務を負わせなければならない。
- 3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき請負させた者が更に他に請負わせる場合、その請負させた者が更に他に請負わせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受注者は、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本協定終了後は直ちに発注者に返還し又は引渡さなければならない。

- 2 受注者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、発注者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受注者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受注者は、個人情報等の管理の状況について、発注者が報告を求めたときは速やかに、本協定の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査することができ、受注者はそれに協力しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、発注者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受注者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従

い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号
独立行政法人都市再生機構 本社
氏名 総務部長 田原 浩幸

受注者 住所
氏名 印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。

※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理するもののみとする。※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、発注者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

- ・送信先への事前連絡
- ・複数人で宛先番号の確認

・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要のない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをする。
- ② 発注者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8 個人情報等が登録された携帯電話機の使用について

発注者の指示又は承諾により、携帯電話機に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努める。

- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（令和15年法律第59号）に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第7条第2項において、『独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受注者についても本法律の適用対象**となる。

したがって、本法律に違反した場合には、第50条及び第51条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

11 特記事項

※必要に応じ記載

株式会社*****

代表取締役 ** ** 印

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名 : _____

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署 役 職	氏 名	取扱う範囲等
取扱責任者	〇〇部△△課 課長		
取 扱 者	〇〇部△△課 係長		***地区に係る～～～
	〇〇部△△課 主任		***地区に係る～～～
	〇〇部△△課		***地区に係る～～～

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構
本社 総務部長 殿

株式会社*****
代表取締役 ** ** 印

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名 : _____

記

- 1 確認日 令和 年 月 日
- 2 確認者 取扱責任者 ○○ ○○
- 3 確認結果 別紙のとおり

以 上

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確 認 内 容	確 認 結 果	備 考
1 管理及び実施体制		
令和 年 月 日付で提出した「個人情報等に係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施している。		
2 秘密の保持		
個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全確保の措置		
個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》		
① 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、受注者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管している。		
② データを保存するPC及びスマートフォンやUSBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、パスワードを設定している。		
③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としている。		
④ ②に記載するPC及び機器・媒体については、受注者が支給及び管理しており、私物の使用はしていない。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》		
① 発注者の指示又は承諾があるときを除き、受注者の事務所から送付又は持出しをしていない。		
② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管している。		
③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
<p>FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。</p> <p>④ ・初めての送信先の場合は、試行送信を実施 ・送信先への事前連絡 ・複数人で宛先番号の確認 ・送信先への着信確認</p>		
<p>⑤ eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。</p>		
<p>⑥ 添付ファイルには、パスワードを設定し、パスワードは別途通知している。</p>		
<p>⑦ 1回の送信において送信先が複数ある場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。</p>		
<p>⑧ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。</p>		
4 収集の制限		
<p>個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。</p>		
《個人情報等の取得等手順》		
<p>① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。</p>		
<p>② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。</p>		
5 利用及び提供の禁止		
<p>個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
6 複写又は複製の禁止		
<p>個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※発注者の指示又は承諾があるときを除く。</p>		
7 再委託の制限等		
<p>個人情報等を取扱う業務について、他に委託し、又は請け負わせていない。 ※発注者の承諾があるときを除く。</p>		
【再委託、再々委託等を行っている場合】		
<p>再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受注者の義務を負わせている。</p>		
8 返還等		
<p>① 業務上不要となった個人情報等は、速やかに発注者に返還又は引渡しをしている。</p>		
<p>② 個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。</p>		

確認内容	確認結果	備考
9 携帯電話機の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
② 必要に応じて、亡失防止用具（ストラップ等）の使用等により、亡失の防止に努めている。		
③ 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
④ 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
（任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。）		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

発注者及び受注者が令和8年〇月〇日付けで締結した「地域で子育てシェア「COやね」モデル事業実証 基本協定書」(以下「本協定」という。)に関し、受注者が、本協定に基づく業務等(以下「業務等」という。)を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

(定義)

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの(以下「電磁的記録」という。)に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体(USBメモリ、外付けハードディスクドライブ、CD-R、DVD-R等)をいう。

(外部電磁的記録媒体の取扱い)

第2条 受注者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

(解除及び損害賠償)

第3条 発注者は、受注者が本特約条項に違反していると認めたときは、本協定の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年〇月〇日

発注者 住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号
氏名 独立行政法人都市再生機構本社
総務部長 田原 浩幸 印

受注者 住所 ○○○○○○○○○○○
氏名 ○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受注者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受注者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・ 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・ 郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を採用するとともに、親展で送付する。
 - ・ 携行の場合には、封筒、書類鞆等に収め、当該封筒、書類鞆等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受注者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに発注者に報告する。

(様式-1)

応募申出書

令和8年 月 日

独立行政法人都市再生機構 本社
総務部長 田原 浩幸 殿

提出者 住所
商号又は名称
代表者氏名
作成者 担当部署
氏名
電話番号
F A X

印

令和8年7月10日付けで手続開始の掲示がありました「地域で子育てシェア「COやね」モデル事業実証」に係る競争参加資格の確認書類及び応募申出書を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び応募申出書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

以 上

(添付書類)

- ・ 本事業の拠点（様式-2）
- ・ 企業の運営実績（様式-3-①）（様式-3-②）
- ・ 予定責任者の実績等（様式-4-①）（様式-4-②）
- ・ 企業独自の取り組み（様式-5）
- ・ 共同企業体協定書（「企画提案競技実施の公示」の別紙2）

(様式-2)

本事業の拠点

役職名又は代表者 氏名	
住所	
電話番号	
F A X	
担当者氏名	
所属部署	
電話番号	
F A X	
e-mail	

注1：共同で申し込む場合は1社につき本様式1枚に記入し、各社分作成すること。

・企業の運営実績（子ども向けの居場所）

施設名	
業務分類	
所在	
主な対象年齢	
運営期間	
業態	
事業概要 運営の特徴	

受託業務の場合には以下を記入すること。	
業務名	
履行期間	
発注者	
業務の概要	

注1：業務分類には、募集要領 5 (1) ①に記述のある実績A、実績B又は実績Cのいずれかを記載する。

注2：1件につき本様式1枚以内に記入するものとし、最大3件まで提出を可能とする。記載した店舗に係る営業許可証等の届出書類の写し、店舗概要が分かるパンフレット又はホームページ画面等公知されている資料を添付すること。

注3：受託業務の場合、記載した業務に係る契約書（仕様書を添付すること。なお、公表できない箇所は黒塗りで可）の写し等を添付すること。なお、下請けによる業務の実績の場合は下請けしたことを証するものをあわせて提出すること。

注4：自主事業の場合には、施設の事業収支報告書を添付すること。

注5：運営の特徴については、運営体制、店舗のコンセプトについて記載すること。

注6：その他、書類の提出を求める場合がある。

・企業の運営実績（調理を伴う飲食提供を行う業態を含む施設）

施設名	
所在	
運営期間	
業態	
運営の特徴	

注1：1件につき本様式1枚以内に記入するものとし、記載した店舗に係る営業許可証等の届出書類の写し、店舗概要（飲食提供を行う業態を含んでいること）が分かるパンフレット又はホームページ画面等公知されている資料を添付すること。

注2：自ら飲食提供を行った営業実績がある場合には営業許可証を添付すること。

注3：運営の特徴については、運営体制、店舗のコンセプトについて記載すること。

注4：その他、書類の提出を求める場合がある。

・ 予定責任者の経歴等

① 氏名			
② 所属・役職 (入社年月日： 年 月 日)			
③ 保有資格 ・ _____ (登録番号： 取得年月日：)			
④ 業務経歴 (平成 28 年度以降、最大 3 件)			
【1 件目】			
業務分類		施設名	
従事者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間
【2 件目】			
業務分類		施設名	
従事者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間
【3 件目】			
業務分類		施設名	
従事者としての実務経験 (従事機関名)		役職	従事期間

注 1 : 業務分類には、募集要領 5 (1) ①に記述のある実績 A、実績 B 又は実績 C のいずれかを記載すること。

注 2 : 保有資格について、登録番号等が記載されている証明書類を添付すること。

注 3 : 本公募への応募者における当該予定責任者の所属証明書類を添付すること。

(様式-4-②)

- ・ 予定責任者の平成 28 年度以降に完了した実績 A、実績 B 又は実績 C の詳細

施設名	
業務分類	
所在	
主な対象年齢	
運営期間	
業態	
運営の特徴	
受託業務の場合には以下を記入すること。	
業務名	
履行期間	
発注機関名	
業務の概要	
当該技術者の業務担当の内容	

注1: 業務分類には、募集要領 5 (1) ①に記述のある実績 A、実績 B 又は実績 C のいずれかを記載する。

注2: 記入に際しては1件あたり本様式1枚とし、最大3件まで提出を可能とする。記載した店舗に係る営業許可証等の届出書類の写し、店舗概要が分かるパンフレット又はホームページ画面等公知されている資料を添付すること。当該予定責任者が業務に従事していたことが判断できる根拠資料も併せて提出すること。

注3: 実績内容がすでに様式 3-①に記載のある施設の場合には、記載を省略し、「当該技術者の業務担当の内容」のみ具体的に記載すること。

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○ プラチナえるぼしの認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ えるぼし1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出を
しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○ 「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」(令和7年4月1日以降の基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「トライくるみん認定」(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 「くるみん認定」(平成29年3月31日までの基準)を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○ 一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を令和7年4月1日以後に策定又は変更しており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 若者雇用促進法に基づく認定

○ 「ユースエール認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

(様式－6)

企画提案書

令和8年 月 日

独立行政法人都市再生機構 本社
総務部長 田原 浩幸 殿

提出者 住所
商号又は名称
代表者氏名
作成者 担当部署
氏名
電話番号
F A X

印

令和8年7月10日付けで手続開始の掲示がありました「地域で子育てシェア「COやね」モデル事業実証」に係る競争参加資格の確認書類及び企画提案書を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと及び企画提案書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

以 上

(添付書類)

- ・企画提案①（様式自由）
- ・企画提案②（様式－7－①）（様式－7－②）（様式－7－③）
- ・企画提案③（様式－8－①）（様式－8－②）
- ・企画提案④（様式－9）
- ・企画提案⑤（様式自由）

■収支計画（モデル事業実証中1～3年目）

※収支項目は参考であるため、各者必要な項目に修正し記載すること。

※平均各月営業日数を下記に記載すること。

■平均各月営業日数

日/月

■モデル事業実証スタートから1年目

項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
収入合計	(平均売上根拠) 想定単価×数量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(記入例)	1,000円×10人/日													
地域のシェアリング														
小学生の見守り														
多世代交流イベント														
飲食の提供														
夜間の交流を目的とした飲酒提供サービス														
支出合計	(平均コスト根拠) 想定単価×数量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
光熱水費														
通信費														
消耗品費														
宣伝費														
保険料														
雑費														
清掃費														
廃棄処理費														
システム運用費														
予備費														
食材費														
飲食等小売仕入														
内装の修繕費														
家賃相当額		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人件費（社員）														
人件費（アルバイト）														
人件費（ボランティア）														
営業利益		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

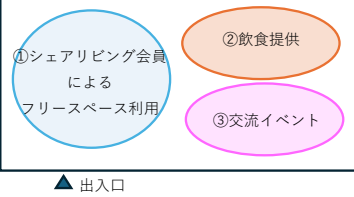
■モデル事業実証 スタートから2年目														
項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
収入合計	(平均売上根拠) 想定単価×数量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(記入例)	1,000円×10人/日													
地域のシェアリング														
小学生の見守り														
多世代交流イベント														
飲食の提供														
夜間の交流を目的とした飲酒提供サービス														
支出合計	(平均コスト根拠) 想定単価×数量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
光熱水費														
通信費														
消耗品費														
宣伝費														
保険料														
雑費														
清掃費														
廃棄処理費														
システム運用費														
予備費														
食材費														
飲食等小売仕入														
内装の修繕費														
家賃相当額		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人件費 (社員)														
人件費 (アルバイト)														
人件費 (ボランティア)														
営業利益		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

■ モデル事業実証スタートから3年目														
項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
収入合計	(平均売上根拠) 想定単価×数量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(記入例)	1,000円×10人/日													
地域のシェアリング														
小学生の見守り														
多世代交流イベント														
飲食の提供														
夜間の交流を目的とした飲酒提供サービス														
支出合計	(平均コスト根拠) 想定単価×数量	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
光熱水費														
通信費														
消耗品費														
宣伝費														
保険料														
雑費														
清掃費														
廃棄処理費														
システム運用費														
予備費														
食材費														
飲食等小売仕入														
内装の修繕費														
家賃相当額		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人件費 (社員)														
人件費 (アルバイト)														
人件費 (ボランティア)														
営業利益		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【モデル事業実証終了後】

■時間帯別サービス提供内容等

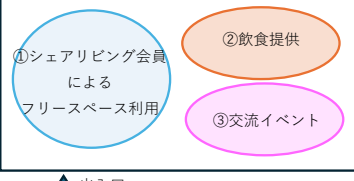
※同じ時間帯に複数の提供内容がある場合には、記入例のように提供内容とゾーニングを記載すること。

時間帯	提供内容及びゾーニング※別途提出する施設の空間イメージと連携してゾーニングを記載	利用者の最大想定収容人数	スタッフ体制 ※人数、職種等を明確にすること
(記入例) 10:00~12:00	 <p>▲ 出入口</p>	①20人 ②6人 ③10人	社員1名、アルバイト1名、 外部団体1名

【モデル事業実証中1年目】

■時間帯別サービス提供内容等

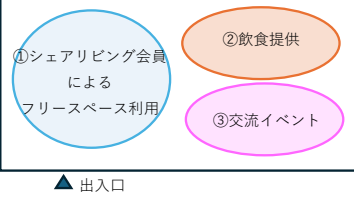
※同じ時間帯に複数の提供内容がある場合には、記入例のように提供内容とゾーニングを記載すること。

時間帯	提供内容及びゾーニング※別途提出する施設の空間イメージと連携してゾーニングを記載	利用者の最大想定収容人数	スタッフ体制 ※人数、職種等を明確にすること
(記入例) 10:00~12:00	 <p>▲ 出入口</p>	①20人 ②6人 ③10人	社員1名、アルバイト1名、 外部団体1名

【モデル事業実証中2年目】

■時間帯別サービス提供内容等

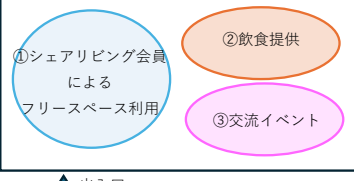
※同じ時間帯に複数の提供内容がある場合には、記入例のように提供内容とゾーニングを記載すること。

時間帯	提供内容及びゾーニング※別途提出する施設の空間イメージと連携してゾーニングを記載	利用者の最大想定収容人数	スタッフ体制 ※人数、職種等を明確にすること
<p>(記入例) 10:00~12:00</p>	 <p>▲ 出入口</p>	<p>①20人 ②6人 ③10人</p>	<p>社員1名、アルバイト1名、 外部団体1名</p>

【モデル事業実証中3年目】

■時間帯別サービス提供内容等

※同じ時間帯に複数の提供内容がある場合には、記入例のように提供内容とゾーニングを記載すること。

時間帯	提供内容及びゾーニング※別途提出する施設の空間イメージと連携してゾーニングを記載	利用者の最大想定収容人数	スタッフ体制 ※人数、職種等を明確にすること
<p>(記入例) 10:00~12:00</p>	 <p>▲ 出入口</p>	<p>①20人 ②6人 ③10人</p>	<p>社員1名、アルバイト1名、 外部団体1名</p>

・実施体制（事業推進体制）

実施体制図

注１：実施体制図には、配置予定の担当者の業務経験（本業務に係る業務経験、本業務実施に資する取得資格等）を加味し作成すること。文字サイズは10ポイント以上とする。

・実施体制（運営実施体制等）

実施体制図

注１：実施体制図には、配置予定の担当者の業務経験（本業務に係る業務経験、本業務実施に資する取得資格等）を加味し作成すること。文字サイズは 10 ポイント以上とする。

・見積り

	金額（税抜）	備考
実施条件書1（1）		
実施条件書1（2）		
実施条件書1（3）		
実施条件書1（4）		
合計		

注：それぞれの内訳書を作成し添付すること。

(様式-10)

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 本社
総務部長 田原 浩幸 殿

(提出者)
住 所
名 称
代表者名

「地域で子育てシェア「COやね」モデル事業実証」について、以下のとおり質問します。

質 問 書

書類名	頁	項目	内 容

電子媒体（Excel形式）での提出をしてください。